



おります。

また、公害対策の見地から、昭和五十一年度規制適合車の標準税率を、昭和五十一年度及び昭和五十二年度の二年間限り、現行のまま据え置くことといたしております。

その五は、固定資産税及び都市計画税についてであります。

まず、宅地等に係る昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、評価がえに伴う税負担の調整を図るために、昭和五十一年度評価額の昭和五十年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じ、一・一から三までの負担調整率を前年度の税率に乗じて求めた額を限度としています。

また、昭和三十九年度の税率に据え置かれていた一般農地につきましては、段階的な調整措置を講じながら課税の適正化を図ることとし、昭和五十年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、昭和五十一年度評価額の昭和五十年度分の課税標準額に対する上昇率の区分に応じて定める一・一または一・二の負担調整率を前年度の税率に乗じて求めた額を限度としています。

なお、昭和五十四年度以降の一般農地に係る固定資産税につきましては、農地の価格の状況、農業経営との関連などを考慮いたしまして、さらに検討を加えることといたしております。

次に、市街化区域農地に対する課税の適正化措置についてであります。まず、三大都市圏の特定の都市のC農地及びその他の市街化区域農地に対する課税の適正化については、その後における都市施設の整備状況等にかんがみまして、引き続き検討を加えることといたしております。また、現在課税の適正化措置が実施されているA農地及びB農地については、現に耕作の用に供され、かつ、今後とも農地として保全することが適當であると認められる一定の要件に該当するものに対して、市町村が、その条例の定めるところにより、農地課税審議会の議を経て、減額措置を講ずることがあります。

できることとしております。

都市計画税につきましても、以上のような固定資産税と同様の措置を講ずることといたしております。

その他、固定資産税におきましても、新技術企画の特別措置について、その整理合理化を行つております。

その六は、電気税及びガス税についてであります。まず、電気税につきましては、硝安等八品目に関する非課税措置を廃止することといたしております。

また、ガス税につきましては、その負担の軽減を図るため、税率を2%に引き下げ、昭和五十二年一月一日から実施することといたしております。

その七は、軽油引取税についてであります。軽油引取税につきましては、その税率が長期間据え置かれていること、また、地方道路目的財源の充実強化を図る必要があること等を勘案いたしまして、昭和五十一年度及び昭和五十二年度の暫定措置として、その税率を三〇%引き上げることとしております。

その八は、事業所税についてであります。事業所税につきましては、人口、企業の集中状況及び都市環境の整備の緊要性が現在の課税団体とほぼ同様と認められる都市にまで拡大するため、課税団体の人口基準を三十万に引き下げるなどといたしております。

第二は、地方道路譲与税法の改正に関する事項についてであります。

地方道路譲与税につきましては、地方道路目的財源の市町村に対する配分割合を高めるため、地方法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この臨時措置法は、昭和四十八年に、特定市街化区域農地すなわち三大都市圏の特定の市に所在するいわゆるA農地及びB農地に対して固定資産税の課税の適正化を図るに際し、これとあわせて、これら農地の宅地化を促進するために必要な措置

ります。

日本国有鉄道に係る市町村納付金につきましては、その算定標準額の特別措置の期限を昭和五十三年三月三十一日まで延長することといたしております。

このほか、地方税制の合理化を図るための所要の規定の整備を行つております。

以上の改正により、昭和五十一年度におきましては、給与所得控除の平年度化に伴う個人住民税の減税を含めて二千三百六十七億円（平年度二千五百一億円）の減税を行つ一方、住民税均等割りの税率の引き上げに伴い三百九十五億円、自動車関係諸税の税率の引き上げに伴い一千五百八十六億円、非課税措置等の整理合理化に伴い八十四億円、事業所税の課税団体の範囲の拡大に伴い四十七億円等合計二千百四十六億円（平年度二千八百四十八億円）の増収が見込まれますので、差し引いて二百二十一億円の減収（平年度三百四十七億円の増収）となります。

また、そのほか、地方道路税等の税率の引き上げに伴い、地方道路譲与税等におきまして、三百八十七億円（平年度五百六十三億円）の増収が見込まれております。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（上田稔君） 次に、竹下建設大臣。

○国務大臣（竹下登君） ただいま議題となりました特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この臨時措置法につきましては、別途今国会に提案されている措置につきましては、別途今国会に提案されているそれぞれの法律の改正案において、その適用期限を三ヵ年延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

なお、前述の他の法律により適用期限が定められている措置につきましては、別途今国会に提案されており、前回の法律案において、その適用期限を三ヵ年延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

なお、この際、委員各位に一言申し上げます。

り、特定市街化区域農地の宅地化促進のための事業の施行、資金に関する助成、租税の軽減等をその内容としておりますが、これらの措置の適用期限は、同法のほか、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、租税特別措置法及び地方税法により、それぞれ昭和五十年度までとされた

しかしながら、特定市街化区域農地の宅地化の動向及び今後の三大都市圏における宅地需要を考えると、昭和五十一年度以降においてもこれらは、同法のほか、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法、租税特別措置法及び地方税法により、それぞれ昭和五十年度までとされた

が、次にその要旨を御説明申し上げます。

前述のとおり、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法に基づく措置につきましては、同法のほか、他の法律によりそれぞれその適用期限が定められておりますが、この法律案におきましては、同法の附則において適用期限が定められている土地区画整理事業の施行の要請及び住宅金融公庫の貸付金利の特例の措置につきまして、その期限を昭和五十四年三月三十一日まで三ヵ年延長することといたしております。

なお、前述の他の法律により適用期限が定められている措置につきましては、別途今国会に提案されており、前回の法律案において、その適用期限を三ヵ年延長することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び要旨であります。

が、何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長（上田稔君） なお、地方税法等の一部を改正する法律案の補足説明は、時間の関係上、口頭による説明を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載することにいたしますので、御了承ください。

ただいま議題にいたしております両法案につきましては、国民生活に重大な影響を及ぼすものであります。慎重に審議を行うべきでありましたが、御承知のような事態から審査に入ることができないまま年度末となってしまいました。

両法律案はいずれも日切れ法案であり、年度内に成立せしめる必要がありますので、本日の理事会におきまして、地方税法等に関する問題につきましては、近い将来実質的審議を行なうことをいたしまして、全く異例の措置ではあります。

が、質疑を行わないで本日議了することを申し合わせた次第でございます。

何とぞ御了承の上御協力いただきたいと存じます。

それでは、秋山君及び神谷君から、地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案が委員長の手元に提出されております。

修正案の内容はお手元に配付のとおりでござります。

この際、両修正案を議題といたします。

まず、秋山君提出の修正案の趣旨説明を聴取いたしました。

○秋山長造君 ただいま議題となつております地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について、日本社会党、公明党を代表して、その提案理由と内容の大要を御説明申し上げます。

不況下のインフレというかつてない経済危機の中で、地方財政は、深刻な危機に見舞われてお

り、戦後地方財政制度の根本的な矛盾を露呈しております。大企業優先の高度成長の破綻が、やだれの目にも明らかとなつているとき、今後のわが国経済の進むべき道は、国民の所得水準の引き上げ、福祉、年金制度の充実など国民福祉の向上が経済成長を促進するいわゆる福祉優先の経済に転換する以外にありません。このような国民的

要求を実現するに当たって、今後地方財政が重大な役割りと課題を担わねばならないことは明らかであり、國・地方の税財政制度の根本的改革は緊

急の課題と言わねばなりません。

しかしながら、自民党政はこうした国民的要求に背を向け、みずから経済政策の失敗を国民の負担の増大、福祉抑制、地方財政の借金依存に転嫁し、経済危機を乗り切ろうとしているのであります。とりわけ地方税制においては、住民税減税を据え置く一方、法人事業税の外形課税への転換を見送るなど、住民に高負担、低福祉のみを強要し、大企業に対しては、高度成長下の税制を依頼として温存しようとしておるのであります。

日本社会党、公明党は、不況下のインフレから國民生活を防衛するためには地方財政の充実が不可欠であるとの立場から、國・地方の税財政の根本的改革を強く要求し、住民の税負担の軽減、法人課税の強化を中心とする地方税源の強化を図り、もって地方自治の強化を図るために、この際、特に当面緊急と認められる事項について所要の修正を行なうこととしたのであります。

以下、順を追つて修正案の概要を簡単に御説明申し上げます。

第一は、個人住民税についてありますが、まず均等割りの税率は現行どおりとし、また、基礎控除、配偶者控除、扶養控除をそれぞれ二十四万円に引き上げ、平年度の課税最低限を約百七十五万円といたしております。

障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除の額を二十万円に、特別障害者控除の額を二十八万円にそれぞれ引き上げるとともに、七十歳以上の老人の扶養控除については三十二万円に引き上げております。

第五は、電気税ですが、産業用の非課税障害者、寡婦等の非課税限度額を八十万円に引き上げるとともに、白色事業専従者控除限度額も六十万円に引き上げております。

第六は、事業所税ですが、地域環境及び都市施設の整備のためすべての市町村が目的税として条例で課税することができるものとし、公益標準の特例について条例で定めることができます。

第七は、自動車取得税についてありますが、

五十一年度排ガス規制非適合車については税率を一〇%といたしております。

以上の修正により、昭和五十一年度において

りもマイナスの効果を増大させ、地方自治体の財政需要を急増させております。こうした大企業に

ある程度の税負担を求めるることはきわめて当然であり、法人税割りを道府県民税にあつては、五・六%、市町村民税にあつては、一五・五%といた

としております。

第三は、事業税についてあります。

個人事業税は、当面、所得税を納付するにいたらない者に対する個人事業税の解消を図るために事業主控除を二百四十万円に引き上げることといたしております。

また、中小事業者の負担軽減を図るため、白色申告者の専従者控除額を六十万円に引き上げることといたしております。

法人事業税については、自治体の財政自主権を保障する立場から制限税率を一四・四%といたしております。

第四は、固定資産税についてですが、地価の高騰による異常とも言うべき個人住宅の固定資産税を引き下げるため、二百平方メートルまで昭和五十年度の税額に据え置くこととしたお

ります。

また、一般農地の固定資産税については、昭和三十八年度税額に据え置くとともに、いわゆる農地の宅地並み課税については、これを廢止することといたします。

第五は、電気税ですが、産業用の非課税者との負担の均衡を図るため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることといたしてお

ります。

第六は、事業所税ですが、地域環境及び都市施設の整備のためすべての市町村が目的税と

措置については三年間の経過措置を設け、第四年目に廃止することといたしております。

第七は、自動車取得税についてありますが、

いま求められているのは、政府のこうした大企業優遇税制を改め、国民と中小企業を保護し、大企業、高額所得者には応分の課税を行う公平な地

方税制であります。

わが党は、今日求められている地方税制の公平を実現するために、最低限必要なことは、個人の地の固定資産税の据え置き、個人事業税の軽減、宅地並み課税の廃止、個人の住宅と家屋や、一般農地に對しては、産業用電気税の非課税措置の廃止、法人住民税の課税強化などの措置を講ずること

は、都道府県において六百四十三億円の増収、市

町村においては六百七十一億円の減収が、それぞれ見込まれるわけであります。

以上が修正案の大要であります。神谷信之助君。

○委員長(上田稔君) 次に、神谷君提出の修正案の趣旨説明を聽取いたします。神谷信之助君。

成、御可決くださるようお願い申し上げます。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案に対する修正案について提案理由並びにその概要を御説明いたします。

第三は、事業税についてあります。

個人事業税は、当面、所得税を納付するにいたらない者に対する個人事業税の解消を図るために事業主控除を二百四十万円に引き上げることといたしております。

また、中小事業者の負担軽減を図るため、白色申告者の専従者控除額を六十万円に引き上げることといたしております。

法人事業税については、自治体の財政自主権を保障する立場から制限税率を一四・四%といたしております。

第四は、固定資産税についてですが、地価の高騰による異常とも言うべき個人住宅の固定資産税を引き下げるため、二百平方メートルまで昭和五十年度の税額に据え置くこととしたお

ります。

また、一般農地の固定資産税については、昭和三十八年度税額に据え置くとともに、いわゆる農地の宅地並み課税については、これを廢止することといたします。

第五は、電気税ですが、産業用の非課税者との負担の均衡を図るため、税率を五段階に区分する超過累進税率制に改めることといたしてお

ります。

第六は、事業所税ですが、地域環境及び都市施設の整備のためすべての市町村が目的税と

措置については三年間の経過措置を設け、第四年目に廃止することといたしております。

第七は、自動車取得税についてありますが、

いま求められているのは、政府のこうした大企業優遇税制を改め、国民と中小企業を保護し、大企業、高額所得者には応分の課税を行う公平な地

方税制であります。

わが党は、今日求められている地方税制の公平を実現するために、最低限必要なことは、個人の地の固定資産税の据え置き、個人事業税の軽減、宅地並み課税の廃止、個人の住宅と家屋や、一般農地に對しては、産業用電気税の非課税措置の廃止、法人住民税の課税強化などの措置を講ずること

とあります。

このような立場から、本修正案を提案するものであります。

次に、修正案の概要については、お手元にその概要を配付をしておりますので、その主要な点について御説明いたします。

は、所得区分により、二%から六%とすることにいたしております。

法人住民税については、道府県分、市町村分の標準税率をそれぞれ五・六%、一五・五%に引き上げ、中小企業については、当分の間、現行の税率に据え置くこととしております。均等割りについてはこれを廃止し、新たに資本金割りを設け、税率は道府県で〇・四%、市町村で〇・六%とし、各事業所ごとの従業員数によって、当該地方

団体へ納付すべき額を配分することといたしておられます。なお、資本金一億円未満の法人は非課税とすることとしております。

第三に、個人事業税については、事業主控除額を二百四十万円に、白色事業者専従者控除の控除限度額を六十万円に、それぞれ引き上げることとし、標準税率を引き下げ、制限税率を現行の標準税率に一致させることとしております。

法人事業税については、制限税率を引き上げることとしております。

第四に、固定資産税であります。個人の住宅用地については二百平方メートルまで、個人の生息地については百平方メートルまで、五十年度の税額に据え置くこととしております。

農地については、一般農地は三十八年度の税額に据え置くこととし、宅地並み課税は廢止することいたしております。

第五に、産業用の電気税の非課税措置は廃止することとしております。

す

国民の消費支出を拡大し、生活を守るために、住民税減税は当然行うべきものであります。しかるに政府原案は、財政難を理由に課税最低限の引き

上げを見送り、さらに均等割りの大幅引き上げを行ふもので、まさに時代に逆行するものと言わぬ

ければなりません。

法人税の強化は、いまや国民的要挙となつてお  
ります。しかるに政府は、長年の懸案である法人

事業税の外形課税の制度化については、事業所税の課税団体の拡大を引きかえにこれを見送り、加

えて、産業用電気税の非課税措置については若干の改正にとどめるなど、依然として高度成長下に

おける不公平税制の温存を図つてはいると言わなければなりません。個人事業主、中小企業者の負担

軽減を配慮し、法人課税についてはさらに一段と強化された対策をとるべきであります。

第三は、固定資産税の問題であります。

討する必要があります。個人住宅の固定資産税では、異常とも言うべき地価の高騰によって著しい

增高を来しました。しかしながら、個人住宅は、収益的な財産ではなく、生存権的財産とも言う

べきものであります。したがつて、本来非課税とすべきでありますが、当面、昭和五十年度の税額

に据え置くべきであります。さらに、今日の経済状況、国民の食糧確保、緑地の保全、農民の生活

保障と農業危機の歯どめという観点から、農地の宅地並み課税を廃止し、一般農地の固定資産税に

ついても昭和三十八年度税額に据え置くべきであります。

第四は、事業所税について申し上げます。

めの財源として設けられたものであります。したがつて、これは基本的には全自治体にその課税権

きを拡大すべきであり、国がその対象を法定化すべきではありません。

以上の問題点はすでに修正案において提起し、

すべて指摘されているところであります。ここに私は、政府に地方税制の根本的改革を重ねて要求し、日本社会党・公明党の提案した修正案に賛成し、原案に対する反対討論を終わります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論をいたします。

本法の立法当時、わが党は、本法が農地の宅地並み課税を前提として、その宅地化促進のため種々の便宜措置を講じようとするいわゆる場当たり的のめ法であつて、それが都市近郊農業の取りつけし、不動産業者の土地買い占め、無秩序な宅地化、市街化を促進させるだけで、近郊都市としての計画的な町づくりや、労働者向けの住宅対策にはならぬのみならず、むしろこれに逆行するおそれらあるとの理由から反対したわけであります。その後の経過はわれわれの見解の正しさを証明いたしました。

かかる経緯にかんがみ、特例期限のさらに三年間の延長のための本改正案には、遺憾ながら賛成できません。

以上、反対の理由を申し述べ、討論を終わります。

○岩男顯一君 私は、自由民主党を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案に賛成、同法案に対する日本社会党・公明党の共同提出による修正案、及び日本共産党の同法案に対する修正案に反対し、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行ふものであります。

まず、地方税法等の改正案について申し上げます。

政府提出の改正案は、住民負担の軽減、合理化を図るため、個人事業主控除額の引き上げ、ガス税の税率の引き下げなどを行はば、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化などの見地から、住民税均等割り及び自動車関係諸税の税率の引き上げ、固定資産税における評価がえに伴う税負担

の調整、事業所税の課税団体の範囲の拡大、固定資産税の非課税等の特別措置の整理合理化等を行ない、あわせ新たに市町村に対しても地方道路譲与税を譲与するための措置及び日本国有鉄道に係る納付金算定標準額の特例措置の適用期限の延長等の措置を講じようとするものであります。

定の市に所在するいわゆるA、B農地の宅地化を促進するための事業の施行、資金の助成及び租税負担の軽減に関する特例措置の適用期限を延長することにより、これら農地の宅地化を一層促進しようとするものであります。

現在土地対策が実効あるものとなり、地価は沈静しておりますが、三大都市圏における宅地需給の過多による値下り、これに付けて適切な対応を

制度の抜本的改革には何らの手を打たず、放置されてきたのであります。まことに言行不一致と言わざるを得ません。

なお、この際申し上げれば、三木総理は、地方方策に対する深い理解を持つておるよううなことをいふながら、現実の施策の立案に当たつては、それと逆行するようなことをしばしば行つております。たとえば自治体が長年要望してきたため方事務官制の廢止についても、国会の五十一年度

にこれを見送ったのであります。また、法人住民税については、均等割りが最高六倍に引き上げられるとしても、資本金一億円以上の大企業の負担は年額わずかに三万円であります。地方税収についても、しかも大企業が恩恵を受けている租税特別措置の改廃は、五十一年度予算では廃止十一項目、縮少五十八項目と項目的に広範囲にはなっているものの、それによる增收は初年度でわずか百五十億円、平年度でさえも千百億円と、申しわけ程度の手直しにすぎません。それは大企業の受けている優遇措置のうち約五〇

今後引き続き予想される多額の歳入不足に対処するに当たって、地方債の発行に安易に依存することは、地方財政の健全性、維持性、さらには

ことに時宜にかなつた適切なものであり、本法律案に対し賛成するものであります。

以上で、政府提出の二法案に賛成し、地方税法等の改正案に対する二修正案に反対の討論を終わ

三木内閣の姿勢は断じて許すことはできません。反対の第二の理由は、政府改正案は、地方財政の危機に対処するのにその財源不足を地方自治市の借金で賄おうとしていることです。昭和五十一年度の地方財政の財源不足は、政府の試算でも二兆六千二百億円にも上るという

それは大企業の受けている優遇措置のうち約五〇%を占めている受取配当金の益金不算入や退職金引当金、貸し倒れ引当金に対する軽減措置が見直しの対象とされていないことからも明白であります。さらに、会社臨時特別税の廃止は決定されています。また、電気税の非課税措置廃止については、今回の改正案でも非課税品目百十五品目のうちわずか二八品目だけの廃止にとどまり、抜本的

税においても従来のような大幅な減税のみを行なうのではなく、税負担の適正化を図りつつ、必要に応じた負担の軽減及び合理化を図っていくことが

て、ただいま議題となつております内閣提出にかかる地方税法等の一部を改正する法律案及び明党提出の修正案に賛成し、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進法

に、地方交付税の借入金一兆三千百億円余と地  
債一兆三千五百億円などでその穴埋めをしようと  
しております。地方債は、申すまでもなく特定公  
債源で、その発行には国等の許可が必要でありま  
す。税源の充実を図らず、国等の許可を要するる  
方債などで対処することは、地方自治の財政的  
立を脅かし、ひいては地方自治そのものの危機

では、今回の改正案でも非課税品目百十五品目のうちわずかに八品目だけの廃止にとどまり、抜本的な改廃にはほど遠いものであります。こうした不況対策を理由とした大企業優遇、福祉冷遇の高度成長時代への復帰志向には強く反対するものであります。

そして反対の第四の理由は、高福祉、高負担のスローガンのもとで大衆課税のみ強化されていることによるものであります。

当なものであります。なお、二修正案につきましては、同修正案が住民税の法人税割り、自動車取得税の大引き上げ

このほど自治省が発表した地方財政の中間展望書によれば、最も望まれている地方財政危機打開のための根本的な改革を回避し、地方財政の困難をただ単に何時も延長するに至る。す。

本邦の税制は、國税から地方税までの多様な税種が複雑に組み合わさっており、その構造を改革するためには、まず衆負担の軽減を図りつつ、担税力の大きい企業の税負担の適正化を図るべきであります。

第三に申し上げたいことは、不公平税制是正不徹底についてであります。

すなわち、国民大衆に対する重税を強行しよ

れうののれ  
スローガンのもとで大衆課税のみ強化されていることあります。

今回の法案によりますと、個人住民税の均等割りを三倍に引き上げることになつております。これについて政府は、この均等割りが昭和二十六年以来据え置かれてきたことと地方団体の行政サービス水準がはるかに高くなつてることを理由に、物価水準の上昇に見合う三倍の引き上げに

の現況から考え、賛成できません。簡単ではありますが、政府提出の改正案に賛成、二修正案に反対の討論といたします。

ここ数年間は地方財政の赤字状態が續くことから、これまでおられます。こうした慢性的な財源不足に悩む地方財政危機は、政府の経済政策の失敗によると狂乱インフレと長期的不況の交錯がもたらしたものであることは明白であります。これがまた、本当に何をやるか、真の由来自確立する

とする反面で大企業に対する優遇待遇が温めに述べたとおりです。よって、この問題についても、元老院は、この問題を解決するための改定案を提出する意向であることを示すものと見受けられます。

環として、別途提出されている地方税法、租税特別措置法、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の改正案とともに、三大都市圏の特

主財源の強化が必要不可欠であります。三木総  
は、地方自治のあり方に対しても全面的に検討  
たす所存と昨年確約しておきながら、地方行財

政 委  
益を受けている企業の社会的責任を果たすとい  
立場からも、この法人事業税の外形課税の導入  
当然であります。政府は現今の経済環境を理

由はうの引き上げはわずかに七・五%に抑え込まれてしまつて、住民税における諸控除の引き上げも見送られております。こうした国民に高負担のみ押し

け、大衆課税だけを強化することには強く反対せざるを得ません。さらに中小企業の税負担の軽減を図るとともに、固定資産税については、収益性の低い農地や小規模住宅用地に対し課するものは現行のまま凍結すべきであると思います。

最後に、大都市税源拡充などの懸案も見送られたばかりか、新たに自動車税、軽自動車税にも制限税率を設け、自治体の課税自主権をも制限しようと、この改正案に強く反対するものであります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について反対の理由を申し述べます。

まず第一点は、この改正案と、現在策定中の第三次全国総合開発計画の基本構想との矛盾であります。大都市への人口、産業の過度の集中をもたらした高度経済成長が都市問題のひずみをもたらしました。今日、三大都市圏にこれ以上の人口を集中させないことが重要であり、また、第三次全国総合開発計画構想の基本も同じであります。しかしながら、この法案は依然として三大都市圏への人口増加を誘発する要素を持っております。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利用の観点からも好ましからざる状況を拡大する 것입니다。

第二点は、この法案とうらはの関係にある市街化区域内農地の宅地並み課税の問題点において定が叫ばれる今日において、この課税の存続はきわめて遺憾であります。この農地の宅地並み課税に対して、生産緑地法を制定せざるを得なくなつたことや、三大都市圏の百八十二の市うち百十五の市において増税分の還元措置が講じられているということを見ても、この農地の宅地並み課税

がいかに問題があるかが明らかであります。

こうした観点から、今回の臨時措置法の期限切れに伴って、市街化区域内農地の宅地並み課税を廃止することこそ望まれるのであります。わが国の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております政府提出、地方税法等の一部を改正する法律案に反対、社会、公明両党提出の同法案に対する修正案に棄権、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府原案についてであります。これは、物価上昇に見合った税負担の適正化及び租税特別措置の見直しという二本の柱からつくたとて、政府は述べているのであります。その内容は、これが重要な要素を持つております。これ以上の人口増加を誘発する要素を持つております。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利用の観点からも好ましからざる状況を拡大するこ

とになります。

第三に、固定資産税であります。宅地一・二七倍、木造家屋一・五倍という大変な評価額の引き上げを行つておらず、負担調整措置はとるもの、三年後には固定資産税額もそれだけ上がるということがあります。農地についても宅地並み課税はあくまで貫こうとし、さらに、一般農地も一・七倍に引き上げようといふものであり、驚くべき農業破壊と言わざるを得ません。しかし一方、大企業に対する固定資産税は、電子計算機や重油の脱硫装置、あるいは営業用倉庫初め種々の軽減措置がそのまま残されているのであります。

第四は、電気税でありますが、大企業が製造に用いている九十八品目にも及ぶ電気税の非課税措置を継続しているのであります。これは昨年の七十五国会における福田副総理の廃止するの明言に反するものであり、違約とも言うべきものであります。

第五は、国鉄納付金の軽減措置の期限延長であります。

本来、公社の納付金は、固定資産税の二分の一を納付することになつております。そして、電車、専売公社はそのとおり納付しているにもかかわらず、国鉄だけ特別にさらに三分の二から六分の一の軽減率を乗ずる、すなわち固定資産税の

いります。

また、これまで毎年不十分ながら引き上げてきた人的控除は据え置きにし、課税最低限はわずかの百三十万九千円であり、生活費により一層重く廃止することこそ望まれるのであります。わが国の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております政府提出、地方税法等の一部を改正する法律案に反対、社会、公明両党提出の同法案に対する修正案に棄権、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府原案についてであります。これは、物価上昇に見合った税負担の適正化及び租税特別措置の見直しという二本の柱からつくたとて、政府は述べているのであります。その内容は、これが重要な要素を持つおります。これ以上の人口増加を誘発する要素を持つております。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利

用の観点からも好ましからざる状況を拡大するこ

とになります。

第三に、固定資産税であります。宅地一・二

七倍、木造家屋一・五倍という大変な評価額の引

き上げを行つておらず、負担調整措置はとるもの、三年後には固定資産税額もそれだけ上がるこ

とになります。農地についても宅地並み課

税はあくまで貫こうとし、さらに、一般農地も

一・七倍に引き上げようといふものであり、驚く

べき農業破壊と言わざるを得ません。しかし一

方、大企業に対する固定資産税は、電子計算機や

重油の脱硫装置、あるいは営業用倉庫初め種々の

軽減措置がそのまま残されているのであります。

第四は、電気税でありますが、大企業が製造に

用いている九十八品目にも及ぶ電気税の非課税措

置を継続しているのであります。これは昨年の七

十五国会における福田副総理の廃止するの明言に

反するものであり、違約とも言うべきものであります。

第五は、国鉄納付金の軽減措置の期限延長であります。

本来、公社の納付金は、固定資産税の二分の一

を納付することになつております。そして、電

車、専売公社はそのとおり納付しているにもかかわらず、国鉄だけ特別にさらに三分の二から六

分の一の軽減率を乗ずる、すなわち固定資産税の

三分之一から十二分の一に軽減しているのであります。

また、これまで毎年不十分ながら引き上げてき

た人の控除は据え置きにし、課税最低限はわずか

の百三十万九千円であり、生活費により一層重く

廃止することこそ望まれるのであります。わが國

の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換

が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております政府提出、地方税

法等の一部を改正する法律案に反対、社会、公明両党提出の同法案に対する修正案に棄権、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府原案についてであります。これは、物価上昇に見合った税負担の適正化及び租税特別措置の見直しという二本の柱からつくたとて、政府は述べているのであります。その内容は、これが重要な要素を持つおります。これ以上の人口増加を誘発する要素を持つております。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利

用の観点からも好ましからざる状況を拡大するこ

とになります。

第三に、固定資産税であります。宅地一・二

七倍、木造家屋一・五倍という大変な評価額の引

き上げを行つておらず、負担調整措置はとるもの、三年後には固定資産税額もそれだけ上がるこ

とになります。農地についても宅地並み課

税はあくまで貫こうとし、さらに、一般農地も

一・七倍に引き上げようといふものであり、驚く

べき農業破壊と言わざるを得ません。しかし一

方、大企業に対する固定資産税は、電子計算機や

重油の脱硫装置、あるいは営業用倉庫初め種々の

軽減措置がそのまま残されているのであります。

第四は、電気税でありますが、大企業が製造に

用いている九十八品目にも及ぶ電気税の非課税措

置を継続しているのであります。これは昨年の七

十五国会における福田副総理の廃止するの明言に

反するものであり、違約とも言うべきものであります。

第五は、国鉄納付金の軽減措置の期限延長であります。

本来、公社の納付金は、固定資産税の二分の一

を納付することになつております。そして、電

車、専売公社はそのとおり納付しているにもかかわらず、国鉄だけ特別にさらに三分の二から六

分の一の軽減率を乗ずる、すなわち固定資産税の

三分之一から十二分の一に軽減しているのであります。

また、これまで毎年不十分ながら引き上げてき

た人の控除は据え置きにし、課税最低限はわずか

の百三十万九千円であり、生活費により一層重く

廃止することこそ望まれるのであります。わが國

の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換

が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となおります政府提出、地方税

法等の一部を改正する法律案に反対、社会、公明両党提出の同法案に対する修正案に棄権、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府原案についてであります。これは、物価上昇に見合った税負担の適正化及び租税特別措置の見直しという二本の柱からつくたとて、政府は述べているのであります。その内容は、これが重要な要素を持つおります。これ以上の人口増加を誘発する要素を持つております。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利

用の観点からも好ましからざる状況を拡大するこ

とになります。

第三に、固定資産税であります。宅地一・二

七倍、木造家屋一・五倍という大変な評価額の引

き上げを行つておらず、負担調整措置はとるもの、三年後には固定資産税額もそれだけ上がるこ

とになります。農地についても宅地並み課

税はあくまで貫こうとし、さらに、一般農地も

一・七倍に引き上げようといふものであり、驚く

べき農業破壊と言わざるを得ません。しかし一

方、大企業に対する固定資産税は、電子計算機や

重油の脱硫装置、あるいは営業用倉庫初め種々の

軽減措置がそのまま残されているのであります。

第四は、電気税でありますが、大企業が製造に

用いている九十八品目にも及ぶ電気税の非課税措

置を継続しているのであります。これは昨年の七

十五国会における福田副総理の廃止するの明言に

反するものであり、違約とも言うべきものであります。

第五は、国鉄納付金の軽減措置の期限延長であります。

本来、公社の納付金は、固定資産税の二分の一

を納付することになつております。そして、電

車、専売公社はそのとおり納付しているにもかかわらず、国鉄だけ特別にさらに三分の二から六

分の一の軽減率を乗ずる、すなわち固定資産税の

三分之一から十二分の一に軽減しているのであります。

また、これまで毎年不十分ながら引き上げてき

た人の控除は据え置きにし、課税最低限はわずか

の百三十万九千円であり、生活費により一層重く

廃止することこそ望まれるのであります。わが國

の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換

が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となおります政府提出、地方税

法等の一部を改正する法律案に反対、社会、公明両党提出の同法案に対する修正案に棄権、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府原案についてであります。これは、物価上昇に見合った税負担の適正化及び租税特別措置の見直しという二本の柱からつくたとて、政府は述べているのであります。その内容は、これが重要な要素を持つおります。これ以上の人口増加を誘発する要素を持つおります。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利

用の観点からも好ましからざる状況を拡大するこ

とになります。

第三に、固定資産税であります。宅地一・二

七倍、木造家屋一・五倍という大変な評価額の引

き上げを行つておらず、負担調整措置はとるもの、三年後には固定資産税額もそれだけ上がるこ

とになります。農地についても宅地並み課

税はあくまで貫こうとし、さらに、一般農地も

一・七倍に引き上げようといふものであり、驚く

べき農業破壊と言わざるを得ません。しかし一

方、大企業に対する固定資産税は、電子計算機や

重油の脱硫装置、あるいは営業用倉庫初め種々の

軽減措置がそのまま残されているのであります。

第四は、電気税でありますが、大企業が製造に

用いている九十八品目にも及ぶ電気税の非課税措

置を継続しているのであります。これは昨年の七

十五国会における福田副総理の廃止するの明言に

反するものであり、違約とも言うべきものであります。

第五は、国鉄納付金の軽減措置の期限延長であります。

本来、公社の納付金は、固定資産税の二分の一

を納付することになつております。そして、電

車、専売公社はそのとおり納付しているにもかかわらず、国鉄だけ特別にさらに三分の二から六

分の一の軽減率を乗ずる、すなわち固定資産税の

三分之一から十二分の一に軽減しているのであります。

また、これまで毎年不十分ながら引き上げてき

た人の控除は据え置きにし、課税最低限はわずか

の百三十万九千円であり、生活費により一層重く

廃止することこそ望まれるのであります。わが國

の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換

が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となおります政府提出、地方税

法等の一部を改正する法律案に反対、社会、公明両党提出の同法案に対する修正案に棄権、日本共産党提出の修正案に賛成の意思を表明するものであります。

まず、政府原案についてであります。これは、物価上昇に見合った税負担の適正化及び租税特別措置の見直しという二本の柱からつくたとて、政府は述べているのであります。その内容は、これが重要な要素を持つおります。これ以上の人口増加を誘発する要素を持つおります。これ以上の人口、産業の都市への集中、集積は、教育、公害、交通などの都市問題を一層深刻化し、さらには地域の不均衡な発展をもたらし、国土の有効利

用の観点からも好ましからざる状況を拡大するこ

とになります。

第三に、固定資産税であります。宅地一・二

七倍、木造家屋一・五倍という大変な評価額の引

き上げを行つておらず、負担調整措置はとるもの、三年後には固定資産税額もそれだけ上がるこ

とになります。農地についても宅地並み課

税はあくまで貫こうとし、さらに、一般農地も

一・七倍に引き上げようといふものであり、驚く

べき農業破壊と言わざるを得ません。しかし一

方、大企業に対する固定資産税は、電子計算機や

重油の脱硫装置、あるいは営業用倉庫初め種々の

軽減措置がそのまま残されているのであります。

第四は、電気税でありますが、大企業が製造に

用いている九十八品目にも及ぶ電気税の非課税措

置を継続しているのであります。これは昨年の七

十五国会における福田副総理の廃止するの明言に

反するものであり、違約とも言うべきものであります。

第五は、国鉄納付金の軽減措置の期限延長であります。

本来、公社の納付金は、固定資産税の二分の一

を納付することになつております。そして、電

車、専売公社はそのとおり納付しているにもかかわらず、国鉄だけ特別にさらに三分の二から六

分の一の軽減率を乗ずる、すなわち固定資産税の

三分之一から十二分の一に軽減しているのであります。

また、これまで毎年不十分ながら引き上げてき

た人の控除は据え置きにし、課税最低限はわずか

の百三十万九千円であり、生活費により一層重く

廃止することこそ望まれるのであります。わが國

の経済が、高度成長から安定成長へと基調の転換

が迫られている今日、土地政策、農業政策の上からも、高度成長時代の発想を清算し、今後の経済動向に沿った政策の基礎を固める必要があります。その意味からも、この法案に反対の立場を申し述べまして私の討論といたします。

るため、宅地並み課税はこれを廢止し、一般農地についても三十八年度のまま据え置くという措置をとったのは至当であります。

さらに、いわゆる大企業の欠損法人がわずかな均等割り分の法人住民税しか納税しないという不公正税制こそ、今日、国民の大きな怒りとなっています。

共産党修正案は、均等割りを廃止し、資本金割りを導入し、自治体から受けていたサービスについて欠損法人も応分の税負担をすることにしたことは、会計上は黒字であっても税法上は欠損法人となる特権的減免税制のものでは特に適切と言わねばなりません。

さらには、電気税非課税措置を廃止することは、前述のごとく、第七十五国会予算委員会における私の質問に対する政府答弁でも不公正を認めているものであります。

同時に、中小企業擁護のための特例措置を設けている点も含めて、負担の公平の実現を目指す第一歩と言うべき改正であります。

まだ、さきに述べました国鉄に対する特例措置は、延長せずに、少なくとも他の公社並みの扱いすべきであり、国鉄財政の赤字問題の処理は別個の問題であります。

以上が、日本共産党修正案に対する賛成の主たる理由であります。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行うものであります。

この法案は、政府みずからあめ法と言っているとおり、地方税法における宅地並み課税、すなわちむちと一体となって次の目的を果たそうとするものであります。

第一に、近郊農業の破壊であります。近郊農業は、広く認められており、都市への低廉で安定した新鮮な野菜、果樹などの供給地であり、重要なものであります。ところが本法案は、それらの農地を宅地化させていくというものであ

り、都市住民から見ても深刻な結果を招くことは言うまでもありません。

第二に、この法の適用を受ける不動産取得税等の軽減措置の適用対象が中層耐火建築物であるといふことから言って、直接農民がこの恩恵を受けることは少なく、逆に民間不動産業者に活動の場を与える、結局は高価な分譲住宅となり、最も住宅に困窮している低所得者は何も恩恵を受けないの

であります。

第三に、これによって、大都市近郊では一層無秩序な都市化と人口増加が進み、そこにおける都市施設の整備を初め、種々の財政需要が自治体に求められるにもかかわらず、このための措置は何もなく、自治体財政の一層困窮の度をひどくさせるものであります。

以上の理由により反対するものであります。

以上で討論を終わります。

○委員長(上田稔君) 他に御意見もないようありますから、討論は終局したものと認めます。

○委員長(上田稔君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、和田静夫君が委員を辞任され、その補欠として野哲吾君が選任されました。

○委員長(上田稔君) 挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(上田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十四分散会

秋山君提出の修正案は否決されました。

それは、次に、原案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

○委員長(上田稔君) 本案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車等の売主に対し当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を課そうとするものであります。

次は、道府県民税の改正であります。

四ページ 第二十三条第一項第十号の改正は、老年者の要件である所得限度額を現行の五百萬円から千万円に引き上げようとするものであります。

第三次に、道府県民税の改正であります。

秋山君提出の修正案は否決されました。

それは、次に、原案全部を問題に供します。

〔賛成者挙手〕

〔賛成者挙手〕

本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(上田稔君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

八ページ 第七十二条の五第一項第五号の改正は、住宅街区整備組合の所得で収益事業に係るもの以外のものに対する事業税を非課税としようとするものであります。

八ページ 第七十二条の十七第三項第一号の改正は、個人事業税の事業専従者の控除限度額を現行の三十万円から四十万円に引き上げようとするものであります。

九ページ 第七十二条の十八の改正は、個人事業税の事業主控除額を現行の百八十万円から二百萬円に引き上げようとするものであります。

十ページ 第七十三条第三号の改正は、発電所及び変電所を家屋の範囲に含め、これらに対し不動産取得税を課そうとするものであります。

十一ページと十二ページ 第七十三条の二第二項の改正は、沖縄振興開発金融公庫が請負により新築した住宅に係る不動産取得税について、住宅金融公庫と同様、二重課税を回避するための措置を講じようとするものであります。

(十三ページと十五ページ、十七ページ) なお、沖縄振興開発金融公庫の業務に関連して、第

七十三条の七、第七十三条の十四及び第七十三条の二十四においてとられていると同様の不動産取得税の特例措置を講ずることとしております。

十二ページ 第七十三条の四第一項第一号及び第十九号の二の改正は、新東京国際空港公団が取得する緩衝地帯等の用に供する不動産を非課税としようとするものであります。

十三ページと十四ページ 第七十三条の十四第一項の改正は、新築住宅に係る課税標準の算定上の控除額を二百三十万円から三百五十万円に引き上げようとするものであります。

十四ページと十六ページ 第七十三条の十四第六項の改正は、土地開発公社等に公共事業の用に供されることが確実であると認められる不動産を譲渡した者が代替不動産を取得した場合について、同条第十項の改正は、農業振興地域の整備に

関する法律の規定による交換分合により土地を取得した場合についてそれぞれ課税標準の特例措置を講じようとするものであります。

なお、旧法第七十三条の十四第十項に規定いたしておりました病院、診療所等に係る課税標準の特例措置につきましてはこれを廢止し、同条第十

一項に規定いたしております都市計画路外駐車場に係る課税標準の特例措置につきましては、期

限を設けたことから、附則において規定することといたしております。

十七ページと十八ページ 第七十三条の二十七の二第一項の改正は、代替不動産を取得した者が、その後に土地開発公社等に公共事業の用に供

さることが確実であると認められる不動産を譲渡した場合における当該代替不動産の取得について、既存の減額措置の適用を認めようとするものであります。

二十七ページ 第二百九十二条、第二百九十五条第一項、第三百十三条及び第三百十四条の二の改正は、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

二十八ページ 旧法第七十三条の二十八の規定を削る改正は、地方鉄道の営業用固定資産に属する不動産の取得に対する軽減措置を廢止しようとするものであります。

二十九ページ 第百四十五条第二項の改正は、所有権留保付自動車に係る納稅義務者を買主にしようとするとするものであります。

十九ページと二十一页 第百四十七条第一項の改正は、税率を、営業用にあつてはおおむね十五パーセント、自家用にあつてはおおむね三十

二十九号の二の改正は、新東京国際空港公団が得する緩衝地帯等の用に供する不動産を非課税としようとするものであります。

二十一ページと二十二ページ 第百四十七条第四項の改正は、自動車税について制限税率を設けることとし、標準税率に一・二を乗じて得た率を超える税率で課すことができないこととしようとするものであります。

二十二ページと二十三ページ 第百四十七条第五項の改正は、法人等の均等割の標準税率を資本の金額等による法人等の区分に応じて、現行の四千円又は三千四百円から二万四千円、一万二千円又は七千二百円に引き上げるとともに、その制限税率を現行の七千円又は四千円から四万円、二万円又は一万二千円に引き上げようとするものであります。

二十三ページと二十四ページ 第百四十七条第六項の改正は、当該年度の翌年の一月一日以後に退職があつた場合には、その退職時に住民税の残稅額を一括徵收しようとするものであります。

二十四ページ 第七十三条の十四第六項の改正は、土地開発公社等に公共事業の用に供されることが確実であると認められる不動産を譲渡した者が代替不動産を取得した場合について、同条第十項の改正は、農業振興地域の整備に

しなければならないこととしようとするものであります。

二十二ページ 第百五十二条第二項の改正は、所有権留保付自動車の売主は、一定の場合に当該自動車等に対して課する自動車税の賦課徵収に関必要な事項を報告しなければならないこととし

うとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

二十三ページと二十四ページ・二十六ページと二十七ページ 第二百九十二条、第二百九十五条第一項、第三百十三条及び第三百十四条の二の改正は、道府県民税と同様でありますので説明を省略させていただきます。

二十四ページ 第二百九十五条第三項の改正は、個人の均等割の税率の引き上げに伴い、低所得者層の負担の軽減を図るため、条例で走める所得以下の者に対する個人の均等割を非課税としようとするものであります。

二十四ページと二十五ページ 第三百十条の改正は、個人の均等割の標準税率を、人口による市町村の区分に応じて、現行の六百円、四百円又は二百円からそれぞれ千七百円、一千二百円又は七百円に引き上げるとともに、その制限税率を現行の八百円、五百五十円又は三百円からそれぞれ二千二百円、千六百円又は千円に引き上げようとするものであります。

二十五ページと二十六ページ 第三百十二条の改正は、法人等の均等割の標準税率を資本の金額等による法人等の区分に応じて、現行の四千円又は三千四百円から二万四千円、一万二千円又は七千二百円に引き上げるとともに、その制限税率を現行の七千円又は四千円から四万円、二万円又は一万二千円に引き上げようとするものであります。

二十六ページと二十七ページ 第百四十七条第五項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

二十七ページ 第百四十七条第六項の改正は、産業用電気による電気税の非課税措置のうち、硝安等八品目に係る措置を廢止しようとするものであります。

二十八ページと二十九ページ 第三百二十二条の改正は、電気税及びガス税についてであります。

三十九ページと四十ページ 第四百八十九条第二項の改正は、産業用電気による電気税の非課税措置のうち、硝安等八品目に係る措置を廢止しようとするものであります。

四十一ページ 第四百九十条第二項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

四十二ページ 第五百八十六条第二項第二十一号の二の改正は、日本住宅公団等が施行した土地区画整理事業に係る土地を譲り受けた特定の者が公益的施設の用に供する土地を非課税としようとするものであります。

四十三ページ 第五百八十六条第二項第二十一号の二の改正は、日本住宅公団等が施行した土地区画整理事業に係る土地を譲り受けた特定の者が公益的施設の用に供する土地を非課税としようとするものであります。

次は、固定資産税の改正であります。

二十九ページ 第三百四十八条第二項の改正は、後に述べますように公害防止設備についての非課税措置に三年の適用期限を設けようとするものであります。

三十四項から第十項までの改正は、新技術企業化用設備等についての課税標準の特例措置を廃止するとともに、無公害化生産設備、廃棄物再生処理機械装置及び国内航空機についての課税標準の特例措置を廃止しようとするものであります。

三十三ページと三十四ページ 第三百四十九条の三第十二項及び第十三項の改正は、日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団の発電用施設等並びに重水の製造設備についての課税標準の特例措置を廃止し、同条第二十一項の改正は、都市計画路外駐車場についての課税標準の特例措置を廃止し、同条第二十一項の改正は、都

市計画路外駐車場についての課税標準の特例措置を廃止し、同条第二十一項の改正とおおむね同様の改正をしようとするものであります。

三十五ページと三十八ページ 次は、軽自動車の三第十二項及び第十三項の改正は、日本原子力研究所及び動力炉・核燃料開発事業団の発電用施設等並びに重水の製造設備についての課税標準の特例措置を廃止し、同条第二十一項の改正は、都

市計画路外駐車場についての課税標準の特例措置を廃止し、同条第二十一項の改正とおおむね同様の改正をしようとするものであります。

三十六ページと三十七ページ 次は、電気税及びガス税についてであります。

三十七ページと三十八ページ 第四百八十九条第二項の改正は、産業用電気による電気税の非課税措置のうち、硝安等八品目に係る措置を廢止しようとするものであります。

三十八ページ 第四百九十条第二項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

三十九ページ 第四百九十二条第二項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

四十一ページ 第四百九十三条第二項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

四十二ページ 第四百九十四条第二項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

四十三ページ 第四百九十五条第二項の改正は、ガス税の税率を現行の三・二パーセントから二・二パーセントに引き下げようとするものであります。

四十四ページ 第六百五条の二の改正は、天災

その他特別の事情があると認める者等について、条例で減免することができるものとしようとするものであります。

次に、事業所税の改正であります。

四十四ページ～四十五ページ 第七百一条の三十一条第一号ハの改正は、課税団体の人口基準を現行の五十万から三十万に引き下げようとするものであります。

四十六ページ～四十七ページ 第七百一条の三十四第三項第二十一号の改正は、沖縄振興開発特別措置法に基づく構造改善計画に従つて実施される構造改善事業の用に供する施設を、同条第五項及び同条第八項第二号の改正は、市街地再開発事業等を営む中小企業者が取得する施設建築物の一部を、それぞれ非課税としようとするものであります。

四十七ページ～五十九ページ 第七百一条の四十

第一項の表の第十号の改正は、沖縄振興開発金融公庫の資金の貸付けを受けて設置される一定の総合的な流通業務施設又は購買施設を、課税標準の特例措置の対象としようとするものであります。

五十九ページ～五十一ページ 第七百一条の五十第一項の改正は、事業所用家屋の建替え等の場合の納稅義務の免除措置の適用要件である新增築の日から従前の事業所用家屋の取扱いまでの期間を、現行の一年間から、やむを得ない場合には指定都市等の長が定める相当の期間に改正しようとするものであります。

次は、国民健康保険税についてであります。五十二ページ 第七百三十三条の第四項の改正は、課税限度額を現行の十二万円から十五万円に引き上げようとするものであります。

次は、都における普通税の特例の改正であります。

五十二ページ～五十四ページ 第七百三十四条の改正は、法人の均等割の税率の引き上げに伴い、都が特別区の区域内において課する法人の均

等割に係る読替え規定の整備を図ろうとするものであります。

次は、附則の改正であります。

五十六ページ 附則第十条第二項の改正は、農山漁村電気導入促進法に規定する農林漁業団体がその用に供する発電所又は変電所の用に供する家屋を取得した場合には、当分の間、非課税としようとするものであります。

なお、旧法附則第十条第二項に規定するコンテナ貨物を運送する船舶の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する不動産の取得についての非課税措置は廃止することとし、自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置を規定したもので、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除することとしております。

五十七ページ 附則第十二条第二項の改正は、農業委員会のあつせんに基づく一定の農地の交換分合により取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

五十七ページ～五十八ページ 附則第十二条第六項の改正は、日本自動車ターミナル株式会社が直接その本来の事業の用に供する家屋に係る課税標準の算定上控除する額を、現行の当該家屋の価格の二分の一に相当する額から五分の二に相当する額に引き下げるとともに、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

五十八ページ 附則第十二条第八項の改正は、消防法の規定による技術上の基準に適合させたために改築された特定防火対象物に該当する家屋のものに係るものにあつては昭和五十四年三月三十一日までに行われたときに限り、消防設備等又はそれに代わるもの価格に相当する額を価格から控除することとしようとするものであります。

五十九ページ～六十二ページ 附則第十二条の改正は、農地等の生前一括贈与を受けた場合における不動産取得税の納期限の延長を猶予に改めようとするものであります。

六十二ページ～六十三ページ 附則第十二条の改正は、昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び電気を動力源とする自動車に対して課する自動車税の標準税率を、昭和五十一年度及び昭和五十二年度に限り、現行の税率に据え置くこととしようとするものであります。

六十三ページ 附則第十四条の改正は、公害防止施設に係る固定資産税の非課税措置に三年の適用期限を設けようとするものであります。

六十四ページ～六十六ページ 附則第十五条第一項から第十項までの改正は、特定地中化配電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廢止し、自動列車停止装置、外國貿易用コンテナー、電子計算機及びフェリー埠頭の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廢止するものであります。

八十二ページ～八十四ページ 附則第十九条の改正は、昭和五十一年度分の市街化区域農地の価格の状況、農業経営との関連を考慮して更に検討を加え、必要な措置が講ぜられるべきものとしております。

第二部 地方行政委員会会議録第四号 昭和五十一年三月三十一日 【参考院】

駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の算定上控除する額を現行の二分の一（地上に設けられるものにあつては三分の一）に相当する額から三分の一（地上に設けられるものにあつては五分の一）に相当する額に引き下げるとともに、新たに二年間の適用期限を設けようとするものであります。

五十九ページ 附則第十二条第十項の改正は、先ほど御説明いたしました自動車航送船の係留に係る特定用途港湾施設の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置に三年の適用期限を設けようとするものであります。

六十ページ～六十一ページ 附則第十二条の二第三項及び第五項の改正は、特定市街化区域農地の所有者等が新築した一定の貸家用住宅及び住宅街区整備事業の施行に伴い取得する施設住宅に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を昭和五十年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

六十一ページ～六十二ページ 附則第十二条の改正は、農地等の生前一括贈与を受けた場合における不動産取得税の納期限の延長を猶予に改めようとするものであります。

六十二ページ～六十三ページ 附則第十二条の改正は、昭和五十一年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する自動車及び電気を動力源とする自動車に対して課する自動車税の標準税率を、昭和五十一年度及び昭和五十二年度に限り、現行の税率に据え置くこととしようとするものであります。

六十三ページ 附則第十四条の改正は、公害防

止施設に係る固定資産税の非課税措置に三年の適用期限を設けようとするものであります。

六十四ページ～六十六ページ 附則第十五条第一項から第十項までの改正は、特定地中化配電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を廢止するものであります。

八十二ページ～八十四ページ 附則第十九条の改正は、昭和五十一年度分の市街化区域農地の価格の状況、農業経営との関連を考慮して更に検討を加え、必要な措置が講ぜられるべきものとしております。



第三十八條の改正規定を削る。

#### 第四十一条の改正規定の次に次の二改正規定

第五十条の四の表を次のように改める。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六

**第五十一条** 第一項中「百分の五・一」を「百分の五・六」に、「百分の六・二」を「百分の六・七」に改める。  
**第七十二条** 第一項第一号の改正規定中「四十万円」を「六十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「二百万円」を「二百四十万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十二条の二十二第八項中「一・一」を  
「一・二」に改める。

「七十万円」を「八十万円」に改める。  
第三百十一条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第三百十三条第四項第一号の改正規定中「四十万円」を「六十万円」に改める。

第三百四十四条の二第一項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同項第六号中「十六万円」を「二十万

〔四〕に、「第五項」を「第四項」に、「十九万円」を「二十八万円」に改め、同項第七号から

に改め、同項第十号中「十九万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号中「十七万円」を「二十四万円」に、「第三項及び第五項」を「第四項」に、「十九万円」を「三十二万円」

事業所税

第七百一条の三十 市町村は、都市環境又は生活環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課する

で定める者」を加え、同条第六項から第八項まで中「指定都市等」を「市町村」に改め、同項第一号中「第七百一条の四十一第四項において同じ。」及び「第七百一条の四十一第一

ことができる。  
第七百一条の三十一の改正規定を次のように  
改める。

**第七百一条の三十一**第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号

を加え、同条第九項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第七百一一条の三十五第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

「当該市町村」に、「指定都市等の長」を「市町村長」に改める。

町村」に改める。  
第七百一一条の四十一の改正規定を次のように  
改める。

**第七百一一条の四十**を次のように改める。

**第七百一一条の四十一** 市町村は、公益上の  
他の事由により前条に規定する事業所税の  
課税標準により事業所税を課することを適  
当としない施設については、同条の規定に

かかわらず、当該市町村の条例で定めるところにより、同条に規定する課税標準となるべき面積又は金額から当該面積又は金額に一定の割合を乗じて得た面積又は金額を

控除して得た面積又は金額を当該施設に係る事業所税の課税標準とすることができる。

第七百一一条の四十一の改正規定の次に次の五項を加える。

中「指定都市等」を「市町村」に改める。  
第七百一一条の四十四中「指定都市等とその他の市町村と」を「二以上の市町村」に改め  
る。



一般住宅用地（第三百四十九条の三）  
二第一項に規定する住宅用地で同条第  
二項に規定する小規模住宅用地（以下

**改める。**  
附則第十八条の三を削る改正規定を次のように改める。

附則第十八条の三を次のよう改める。  
(小規模住宅用地に対して課する昭和五十年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

**第十八条の三 小規模住宅用地に係る昭和五  
十一年度以降の各年度分の固定資産税の額**  
は、当分の間、当該小規模住宅用地に係る当  
該年度分の固定資産税額が、当該小規模住  
宅用地に係る昭和五十年度分の課税標準額  
をその当該年度分の固定資産税の課税標準額  
となるべき額とした場合における固定資産  
税額（以下「小規模住宅用地調整固定資産税  
額」という。）を超える場合には、当該小規  
模住宅用地調整固定資産税額とする。

前項の昭和五十年度分の課税標準額とは、次の各号に掲げる小規模住宅用地の区分に応じ当該各号に定める額をいう。

一 昭和五十年度に係る固定資産税の賦課期日において小規模住宅用地である小規模住宅用地 当該小規模住宅用地に係る昭和五十年度課税標準額

二 昭和五十一年度以降の各年度において新たに固定資産税を課すこととなる小規模住宅用地又は昭和五十一年度以降に係る賦課期日において小規模住宅用地以外の宅地等から新たに小規模住宅用地となる小規模住宅用地若しくは其の交換等がある小規模住宅用地 当該小規模住宅用地に類似する小規模住宅用地

一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅地である部分及び一般住宅用地以外で部分を併せ有する宅地等

地に係る昭和五十年度課税標準額に比準する価格として附則第十七条及び附則第十八条の規定に準じて算定したもの（以下「宅地比準価格」という。）  
前条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。  
附則第十九条の改正規定を次のように改め

附則第十九条第三項中「附則第二十一条第一号ただし書」を「昭和五十一年改正前的地方税法附則第二十一条第一号ただし書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 本条から附則第三十条までにおいて「農

「地比準価格」とは、農地について当該農地に類似する農地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が地方税法の一

部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十一号)による改正前の地方税法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものと  
いう。

附則第十九条の「前の前」見出し中「昭和四十七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に改め、同条第一項中「昭和四十七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に、「きこう」を「をいう。以下同じ」に改め、同条第二項中「昭和四十七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に改める。

附則第十九条の三の改正規定を次のように改める。

度以降」を「昭和四十八年度から昭和五十年度まで」に改め、同項の表の第一号中

昭和五十年度	○・七
昭和五十一年度以降の各 年度	一・〇

昭和五十一年度	○・四
昭和五十二年以降の各	○・七
年度	一・〇

和四十八年度以降」を「昭和四十八年度から昭和五十年度まで」に改め、同条第三項中「(備考)

1	「」を「(備考)」に改め、同条第四項の表中	昭和五十年度	市街化区域設定年度の翌翌年度
昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算し て三年度を経過した年度	昭和五十一年度	市街化区域設定年度の翌翌年度

昭和五十年度	市街化区域設定年度の翌翌年度
昭和五十一年度	市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度
昭和五十二年度	市街化区域設定年度から起算して四年度を経過した年度

昭和五十年度 市街化区域設定年度の翌翌年度

附則第二十条及び第二十一条の改正規定を次のように改める。

（課税標準の特例の適用を受ける土地に係  
附則第二十条及び附則第二十一条を次のよ  
うに改める。

前年度分の固定資産税の課税標準額等の  
特例)





中「十九万円」を「三十」万円に改め、同条第二項  
三項を削り、「二十四万円」に改め、同条第四項中「及び前項」を削  
り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第  
三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削  
り、「あるかどうか、所得割」を「あるかどうか  
か又は所得割」に改め、「又は所得割の納税義  
務者に配偶者がないかどうか」を削り、「すで

第三十五条第一項の表を次のように改め  
る。  
第三十四条の改正規定の次に次の改正規定を  
加える。  
同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り上  
げる。

第七十二条の第一項第五号の改正規定の前に次の五改正規定を加える。

第五十二条に次の二項を加える。

を「百分の四・一」に、「百分の四」を「百分の三・三」に、「百分の三」を「百分の二・五」に改め、同条第八項中「一・一」を「一・二」に改める。

務者に配偶者がないかどうか」を削り、「すで

第七十二条の五第一項第五号の改正規定の前に次の五改正規定を加える。

5 第五十二条に次の一項を加える。

第六项 保険業法に規定する相互会社に対する前四項の規定の適用、資本金割の算定期間、その他資本金割の税額の算定に関する必要な事項は、政令で定める。

を「百分の四・一」に、「百分の四」を「百分の三・三」に、「百分の三」を「百分の二・五」に改め、同条第八項中「一・一」を「一・二」に改める。

百五十万円以下の金額	百分の二
百五十万円を超える金額	百分の三
二百五十五万円を超える金額	百分の四
四百万円を超える金額	百分の五
六百万円を超える金額	百分の六

**第三十八条の改正規定を削る。**  
第四十一条の改正規定の次に次の三改正規定

第五十条の四の表を次のように改める。

卷之三

百五十万円以下の金額

百五十万円を超える金額

二百五十万円を超える

## 四百万円を超える金額

六百万円を超える金額

卷之三

第二章 第一節 第三款中

「均等割」を「資本金

第五十一条第一項中「百

の五・六」に、「百分の六

・七」に改める。

第五十二条第一項の改正する。

第五十二条第一項を次

法人の資本金割の標

四〇

第五十二条第一項第二項第一号中「(次号に掲げる  
公共法人を除く。)」を削り、同項第三号及び  
第四号を削り、同条第三項中「、同項第二号」  
を「又は同項第二号」に改め、「又は同項第  
三号若しくは第四号の期間」を削る。  
第五十二条第四項の改正規定を次のように改  
める。

第五十二条第四項中「第一項第一号の場合  
において、」を削る。

第六十四条第一項中「、第二項若しくは第五項」を「若しくは第二項」に、「、第二項又は第五項」を「又は第二項」に改め、同条第二項中「、第二項又は第五項」を「又は第二項」に改める。  
第七十二条の十七第三項第一号の改正規定中「四十万円」を「六十万円」に改める。  
第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「二百万円」を「二百四十万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。  
第七十二条の二十二第六項中「百分の五」

の下に「(資本金割に関する規定を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。  
保険業法に規定する相互会社は、資本の金額又は出資金額が一億円以上の法人とみなして本節中資本金割に関する規定を適用する。

第二百九十五条第一項第三号の改正規定由「七十万円」を「八十万円」に改める。

第三百十一条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第三百十二条第一項及び第二項の改正規定の

第六十四条第一項中「第二項若しくは第五項」を「若しくは第二項」に、「第二項又は第五項」を「又は第二項」に改め、同条第二項中「、第二項又は第五項」を「又は第二項」に改める。

第七十二条の十七第三項第一号の改正規定中「四十万円」を「六十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項の改正規定中「二百萬円」を「一百四十万円」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第七十二条の二十二第六項中「百分の五」

の下に「(資本金割に関する規定を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。  
10 保険業法に規定する相互会社は、資本の金額又は出資金額が一億円以上の法人とみなして本節中資本金割に関する規定を適用する。

第三百九十五条第一項第三号の改正規定中「七十万円」を「八十万円」に改める。

第三百十一条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第三百十二条第一項及び第二項の改正規定の

前に次の改正規定を加える。

第三章第一節第二款中「法人等」を「法人」に改める。

第三百十二条第一項及び第二項の改正規定を次のように改める。

第三百十二条の見出し中「均等割」を「資本金割」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人の資本金割の標準税率は、百分の〇・六とする。

第三百十二条第五項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第三百十二条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「均等割」を「資本金割」に改め、同項第二号中「(次号に掲げる公共法人等を除く。)」を削り、「均等割額」を「資本金割額」に、「均等割」を「資本金割」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項を同号第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「均等割」を「資本金割」に、「同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間」を「又は同項第二号の資本金割額の算定期間」に改め、同項を同条第三項とする。

第三百十二条第五項の改正規定を次のように改める。

第三百十二条第五項中「第一項第一号の場合において、」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5 保険業法に規定する相互会社に対する前四項の規定の適用、資本金割の算定期間その他の資本金割の税額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百十三条第四項第一号の改正規定中「四十万円」を「六十万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に

改め、同項第六号中「十六万円」を「二十万円」に、「第五項」を「第四項」に、「十九万円」を「二十八万円」に改め、同項第七号から第九号まで中「十六万円」を「二十万円」に改め、同項第十号中「十九万円」を「二十四万円」に改め、同項第十一号中「十七万円」を「二十四万円」に、「第三項及び第五項」を

「第四項」に、「十九万円」を「三十二万円」に改め、同項第二項中「十九万円」を「二十四万円」に改め、同項第三項を削り、同项第四項中「及び前項」を削り、「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は第三項」を削り、「あるかどうか」を削り、「すでに」を「既に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第三百二十四条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第三百二十四条の六第一項中「百分の十二・五」を「百分の十八・六」に改める。

第三百二十四条の六第一項中「百分の十四・五」を「百分の十五・五」に、「百分の十四・五」を「百分の十八・六」に改める。

第三百二十二条第五項の改正規定を次のように改める。

第三百二十二条第五項中「第一項第一号の場合において、」を削り、同項を同条第四項とし、同条に次の二項を加える。

5 保険業法に規定する相互会社に対する前四項の規定の適用、資本金割の算定期間その他の資本金割の税額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百十三条第四項第一号の改正規定中「四十万円」を「六十万円」に改める。

第三百十四条の二第一項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に

改め、同項第二項中「、第二項又は第五項」を「資本金割額」に改め、同条第二項中「、第二項又は第五項」を「又は第二項」に、「均等割額」を「資本金割額」に改め、同条第三項中「第三百二十二条の八第六項」を「第三百二十二条の八第五項」に改める。

第三百二十二条の十二第二項中「若しくは第二項又は第五項」を「又は第二項」に改め、同条第三項中「第二項又は第五項」を「又は第二項」に改める。

第三百二十二条の十三第一項中「均等割額」を「資本金割額」に改める。

第三百二十六条第一項各号列記以外の部分中「第二項若しくは第五項」を「若しくは第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「第二項又は第五項」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを二項ずつ繰り上げる。

第三百二十二条の三十一第一項中「均等割額」を「資本金割額」に改める。

第三百二十六条第一項各号列記以外の部分中「第二項若しくは第五項」を「若しくは第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「第二項又は第五項」を「又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項から第九項までを二項ずつ繰り上げる。

第三百二十二条の三十一第一項中「均等割額」を「資本金割額」に改める。

第三百二十七条第一項中「均等割額」を「資本金割額」に改める。

第三百二十九条の改正規定を次のように改め

第四百八十九条の改正規定を次のように改め

第四百八十九条の改正規定を次のように改め

第三百二十九条の改正規定を次のように改め

「水道法」の下に「昭和三十二年法律第百七十七号」を、「工業用水道事業法」の下に「昭和三十三年法律第八十四号」を加え、同項を同項第十三項とし、同条第十六項を同条第十四項とする。

第七百一条の三十一の改正規定を次のように改める。

第七百一条の三十一第一項中「五十万円」を「十万円」に改め、同号に次のように加える。

ニ イ、ロ及びハに掲げる市以外の市町村で事業所税を課することが必要と認められるものとして政令で指定する市町村

第七百一条の五十五第二項の改正規定の次に規定を加える。

条第三項中「別表第一」を「退職所得に係る道府県民税の特別徴収税額表」に改め、同条第五項及び第七項中「別表第二」を「別表に改める。

（道府県民税及び市町村民税の法人税書の  
税率の特例）

用については、当分の間、同項中「百分の五・六」とあるのは「百分の五・二」と、「百分の六・七」とあるのは「百分の六・二」とする。

中小企業者に対する第三百四十四条の六第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の十五・五」とあるのは「百分の十二・一」と、「百分の十八・六」とあるのは「百分の十四・五」とする。

当分の間、第七百三十四条第三項の表中

に改める。  
附則第十八条の三を削る改正規定を次のよう  
に改める。

する価格として附則第十七条及び附則第十八条の規定に準じて算定したもの(以下「宅地比準価格」という。)

一般住宅用地（第三百四十九条の三）の第一項に規定する住宅用地で同条第二項に規定する小規模住宅用地（以下「小規模住宅用地」という。）以外のものをいう。（以下同じ。）ある宅地等

一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定めることとする。

附則第十五条の次に次の一条を加える。

築された住宅（専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する

家屋に当該人の居住の用に供する部分の床面積の当該家屋の床面積に対する割合が政令で定める割合以上であるものをいう)で人の居住の用に供する部分の床面積が百平方メートル以下のものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、当分の間、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該住宅が昭和五年一月一日に新築されたもののみなした場合における当該住宅に係る固定資産税又

は都市計画税の課税標準となるべき価格の額とする。

百分の二十一・一（中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条各号に掲げる者をいう。以下この表において同じ。）に対しては百分の十七・三）百分の二十五・三（中小企業者に対しても百分の二十・七）】

と  
す

〔附則第十七条の見出し及び同条の改正規定中「の見出し中「昭和四十一年度以降」を「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」に改め、

附則第十八条の前の見出し、同条及び附則第十八条の二の改正規定のうち第十八条の二第一項の表中

附則第十九条の二の前の見出し中「昭和四十七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に改め、同条第一項中「昭和四十七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に、「をいう」を「をいう。以下同じ」と改め、同条第二項中「昭和四十七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に改める。

附則第十九条の二第一項の改正規定を次のとてつる。

準となるべき額とした場合における固定資産税額以下「小規模住宅用地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該小規模住宅用地調整固定資産税額とする。

一 前項の「昭和五十年度分の課税標準額」とは、次の各号に掲げる小規模住宅用地の区分に応じ当該各号に定める額をいう。

一 昭和五十年度に係る固定資産税の賦課期日において小規模住宅用地である小規模住宅用地 当該小規模住宅用地に係る四

「地比準価格」とは、農地について当該農地に類似する農地の昭和三十八年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格として市町村長が地方税法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第五十一号)による改正前の地方税法第三百八十八条第二項第二号の基準並びに同項第三号の方法及び手続に準じて算定したものである。

める。

附則第十九条の三第一項中「昭和四十八年

度以降」を「昭和四十八年度から昭和五十年度まで」に改め、同項の表の第一号中

若しくは農地比準価格」とする。

附則第二十二条第五項の改正規定中「課する」を「課する昭和四十七年度以降」に、「係る」を「係る昭和四十七年度から昭和五十年度まで」に改める。

附則第二十三条の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条中「第八項若しくは第九項、

附則第十八条の二第一項から第三項まで」を「附則第十八条の三第一項」に改め、「若しく

は第八項」を削り、「住宅用地」(以下「調整対象住宅用地」)を「宅地等(以下「調整対象宅地等」)に、「同条第九項の規定の適用を受ける

小規模住宅用地(以下「調整対象小規模住宅用地」という。)又は附則第十八条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける非住宅用地(以下「調整対象非住宅用地」という。)につ

いてはこれらの規定」を「については同条」に、「附則第十九条第一項」を「附則第十八条の三第一項の規定の適用を受ける小規模住宅用地(以下「調整対象小規模住宅用地」という。)についてはその昭和五十年度分の課税標準額に

よるものとし、附則第十九条第一項」に改め

る。

附則第二十四条の改正規定を次のように改め

る。

附則第二十五条の改正規定を次のように改め

る。

附則第二十六条の改正規定を次により定められる額にこれら

る前年度分の固定資産税の課税標準額等の

(課税標準の特例の適用を受ける農地に係る前年度分の固定資産税の課税標準額等の

特例)

附則第二十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第二十二条第一項を次のように改め

る。

附則第十八条第一項、第十八条の三第一項又は第十九条第一項の規定の適用がある

土地に係る各年度分の固定資産税に限り、

第四百一十七条第一項中「固定資産の価格等」

とあるのは「固定資産の価格等(附則第二十

八条第一項の比準課税標準額、宅地比準価

格及び農地比準価格を含む。以下本項にお

いて同じ。)」と、「価格」とあるのは「価

格、同項の比準課税標準額、宅地比準価格

額は、当分の間、当該小規模住宅用地に係

る当該年度分の都市計画税額が、当該小規

模住宅用地に係る昭和五十年度分の課税標準額をその当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「小規模住宅用地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該

小規模住宅用地調整都市計画税額とする。

附則第十八条の三第二項の規定は、前項

の昭和五十年度分の課税標準額について準

用する。この場合において同条第二項中

「前項」とあるのは「附則第二十五条の二第二項」と、「固定資産税」とあるのは「都市計画税」と、「附則第十七条及び附則第十八

条」とあるのは「附則第十七条及び附則第二

十五条」と読み替えるものとする。

附則第十八条の三第三項の規定は、前二

項の規定を適用する場合について準用す

る。

附則第二十七条を削る改正規定を次のように改める。

附則第二十七条を次のように改める。

(課税標準の特例の適用を受ける土地に係る前年度分の都市計画税の課税標準額等の

特例)

附則第二十七条の二を改め、同条を附則第二

十七条とする改正規定を次のように改める。

附則第二十七条の二の見出し中「昭和四十

七年度以降」を「昭和四十七年度から昭和五十一年度まで」に改める。

附則第二十八条第一項の改正規定中「附則

第十八条第二項」の下に、「附則第十八条の三第一項」を加え、「昭和五十一年度から昭和五



車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、固定資産の評価替え反対等に関する請願

(第三七四号) (第三七五号) (第四二五号)  
一、地方財政危機突破に関する請願 (第三八四号) (第三九七号) (第三九八号) (第四二八号) (第四三四号) (第四六四号)

第三七四号 昭和五十一年二月二十日受理

固定資産の評価替え反対等に関する請願

請願者 岩手県盛岡市本町二ノ九ノ六日ソ

協会岩手県連合会内 小泉日出雄  
外四十二名

紹介議員 鈴木 力君

国民生活を守るために、重税や地代・家賃の値上げなどを物価高に拍車をかける固定資産の評価替えをやめ、併せて地方税法を次のように改正されたい。

一、現行の免税点(家屋八万円、土地十五万円、償却資産合計百万円)は実情にあわないので憲法でいう最低生活を保障する立場から家屋については百三十二平方メートル、土地については三百三十平方メートルまで固定資産税・都市計画税は非課税とすること。償却資産については、一点百万円まで固定資産税は非課税とすること。

二、大企業に対する特權的減免税を廃止すること。  
三、市街化区域内農地の宅地並み課税及び一般農地の評価替えは行わないこと。  
四、自治体は、固定資産の新評価額を公示するとともに、一人ひとりの納税者に通知すること。  
また、総務期間を四月末日まで延長すること。

理由

中小業者と国民の生活は、不況とインフレの長期化のもとで、かつてない危機に直面している。しかるに政府は、昭和三十三年から三年に一度行つてきた固定資産の評価替えを今年も行い、固定資産税の大額な増税を図ろうとしている。今回の評価替えは、(1)宅地の評価額を前回より、平均一・二七倍に引き上げる。(2)家屋の評価額を木造住宅一・五倍、事業用一・四倍にする。(3)一般農地を

昭和三十八年度に比べて、田一・七倍、畑一・六四倍にするなどである。このような固定資産税の引上げは、生活用の土地や家屋を持つている者には直接、また借地や借家の人は地代や家賃の値上げとなつて生活を圧迫することは明らかである。

第三七五号 昭和五十一年二月二十日受理

固定資産の評価替え反対等に関する請願

請願者 三重県津市丸の内二ノ二九  
重県菓子工業組合津支部内 薦部  
外一外八十五名

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四二五号 昭和五十一年二月二十四日受理

固定資産の評価替え反対等に関する請願

請願者 埼玉県戸田市喜沢二ノ五ノ三  
良子外十五名  
上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第三八四号 昭和五十一年二月二十一日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 千葉市桜木町二三七 野上明子外  
千四十七名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第三九七号 昭和五十一年二月二十三日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町大字添田七  
伊藤益一外五十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第三九八号 昭和五十一年二月二十三日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町大字添田七  
石黒清次外二百四十九名

紹介議員 市川 房枝君  
一五 勝又宏外四千二百五十九名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 岩間 正男君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 千葉県習志野市袖ヶ浦六ノ一四ノ  
一五 勝又宏外四千二百五十九名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 上林繁次郎君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 桜井和三郎外二千名  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 加瀬 完君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 田中弥生外七千九百九十九名  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 赤桐 操君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 岩村愛子外五十三名  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 星野 力君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 奥村愛子外五十三名  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 田中弥生外八百四十七名  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 市川 房枝君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 福岡県田川市東区第二松原仲町一  
ノ八 渡辺孝雄外三百八十四名  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 福岡県大牟田市下白川町二ノ四六  
四 平野トモ外八百四十七名  
紹介議員 市川 房枝君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 三重県多気郡明和町大字大淀乙六  
五七ノ三 西村梅男外五十六名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 新潟県北蒲原郡笹神村山崎二八七  
石黒清次外二百四十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 石黒清次外二百四十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 三重県三重郡川越町大字龜尾九  
五 陣田喜哉外五十八名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 三重県三重郡川越町大字龜尾九  
五 陣田喜哉外五十八名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 三重県三重郡川越町大字龜尾九  
五 陣田喜哉外五十八名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

第六一〇号 昭和五十一年二月二十七日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 三重県三重郡川越町大字龜尾九  
五 陣田喜哉外五十八名  
紹介議員 小笠原貞子君  
五 陣田喜哉外五十八名

この請願の趣旨は、第一一二三号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第五七一号 昭和五十一年二月二十七日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願

請願者 福岡市西区別府五ノ一三ノ三八西

福岡民主商工会青年部内 明石一  
幸外三十七名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件を付託された。  
一、地方自治体財政確立に関する請願 (第一〇四号)

二、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

三、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

四、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

五、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

六、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

七、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

八、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

九、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十一、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十二、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十三、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十四、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十五、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十六、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十七、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十八、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

十九、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

二十、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

二十一、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

二十二、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

二十三、地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)

第一〇四六号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (第一〇四号)	紹介議員 須藤 五郎君 請願者 沢城県猿島郡猿島町大字山二、七 晋外三千三十九名
第一〇四二号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 秋山 長造君 請願者 岡山県邑久郡邑久町下笠加三九八 大原育雄外三千百七十名
第一〇四三号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 渡辺 武君 請願者 沢城県猿島郡境町大字伏木一、二 二四五ノ二 田村文男外千三十九
第一〇四四号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 内藤 功君 請願者 沢城県猿島郡総和町総和町職員組合内 閑口進外千二十九名
第一〇四五号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 小笠原貞子君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 倉持益夫外三十九
第一〇四五号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 上田耕一郎君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 高島敷外二十九名
第一〇四五号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 加藤 進君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 倉持益夫外三十九
第一〇五〇号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 春日 正一君 請願者 沢城県結城市大字本城町二ノ二二 下妻市職員組合内 増田秀雄外千 五百二十九名
第一〇五〇号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 神谷信之助君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 古谷若雄外二十九 名

第一〇五二号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 上田耕一郎君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 高島敷外二十九名
第一〇五三号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 加藤 進君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 倉持益夫外三十九
第一〇五四号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 小笠原貞子君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 倉持益夫外三十九
第一〇五五号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 加藤 進君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 倉持益夫外三十九
第一〇五六号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 春日 正一君 請願者 沢城県結城市大字本城町二ノ二二 下妻市職員組合内 増田秀雄外千 五百二十九名
第一〇五六年号 昭和五十一年三月五日受理 地方財政危機突破に関する請願 (二通)	紹介議員 神谷信之助君 請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井 市職員組合内 古谷若雄外二十九 名

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 近藤 忠孝君  
請願者 茨城県下妻市長塚四一 吉川貞  
憲外五百三十九名

紹介議員 山中 郁子君  
請願者 茨城県結城市大字本城町二ノ二二  
下妻市職員組合内 増田秀雄外千  
五百二十九名

紹介議員 春日 正一君  
請願者 沢城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 古谷若雄外二十九  
名

紹介議員 神谷信之助君  
請願者 沢城県結城市大字山川新宿一六一  
柴さい外五百二十九名

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。



地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 小林アサ子外四十  
九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二一六号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 淳和よ志い外四十  
九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二一七号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 倉持義雄外四十九  
名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二一八号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市神田山七七八 名越

市職員組合内 俊雄外四十八名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二一九号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 木村正枝外四十九  
名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二〇号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 木村正枝外四十九  
名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 植野ふく外四十九  
名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二一号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 木村多重外四十九  
名

紹介議員 星野 功君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二二号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 羽富恒次外四十九  
名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二三号 昭和五十一年三月九日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 羽富恒次外四十九  
名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二四号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 荒井正子外四十九  
名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二五号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 渡辺正三外四十九  
名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二六号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 染野ふく外四十九  
名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二七号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 関隆司外四十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二八号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 中村忠造外四十九  
名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二二九号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 染谷好枝外四十九  
名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二三〇号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 渡辺正三外四十九  
名

紹介議員 脱脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 脱脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二三一号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願  
請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井

市職員組合内 鈴木栄太郎外四十  
名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三二六号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 青柳洋子外四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三二七号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 後藤光男外四十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三二八号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 鈴木康雄外四十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三二九号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 後藤光男外四十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三〇号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 青柳久七外四十九名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三一號 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 青柳久七外四十九名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三一号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 茂田嶺明外四十九名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三二号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 竹林俊雄外四十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三三号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 鈴木宣一外四十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三四号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 鈴木宣一外四十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三五号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 鶴田富蔵外四十九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三六号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 山上喬外四十九名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三六号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県岩井市岩井四、三六五岩井  
市職員組合内 染野弘毅外四十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二五四号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区下高井戸四ノ一七ノ五  
湊数美外五百名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一二五四号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区下高井戸四ノ一七ノ五  
湊数美外五百名

紹介議員 塚田 大願君  
東京都をはじめ地方自治体が直面する財政危機を重視し、緊急に次の措置を講ずるよう強く要する。

一、税法を民主的に改正し、安定した地方自治体の自主財源を確立すること。

1 大企業の法人課税（法人税・事業税・住民税など）の課税を累進制に改め、地方自治体優位の配分に改めること。

2 法人税法、租税特別措置法等による大企業、大資産家への国税の特惠的減免税をやめ、また、米軍の特權的減免税及び地方税（事業税・電気・ガス税など）で特定企業に行つて減免税をやめること。

3 地方交付税の交付制度を民主化し、交付税率を四十パーセントに引き上げること。

4 地方交付税の「不交付团体」を理由に政府が都行つて義務教育国庫負担金、地方道路譲与税などの不当な各種の「財源調整措置」を直ちに撤廃すること。

5 地方債（都債）制度を改善し政府の許可制度の廢止、地方債の利子補給、地方公営企業の建設資金の起債償還に対する国庫支出の制度化、政府資金のわくを拡大すること。

6 交通・上下水道・病院等の地方公営企業の独立採算制、地方債の許可制の廢止と改善を行うこと。

7 地方財政確立に関する請願

8 地方財政確立に関する請願

9 地方財政確立に関する請願

10 地方財政確立に関する請願

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一二五七号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方(都)財政確立に関する請願  
請願者 東京都武藏野市境一ノ四ノ一一  
福長笑子外五百名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。  
第一二三三九号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方(都)財政確立に関する請願  
請願者 東京都江東区越中島三ノ六ノ一五  
酒井久枝外二千名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。  
第一二三三九号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方(都)財政確立に関する請願  
請願者 東京都江東区越中島三ノ六ノ一五  
酒井久枝外二千名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。  
第一二三三九号 昭和五十一年三月十一日受理  
地方(都)財政確立に関する請願  
請願者 東京都江東区越中島三ノ六ノ一五  
酒井久枝外二千名

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、固定資産の評価替え反対等に関する請願  
(第一三五四号)(第一三八四号)(第一三八五

号)(第一四三四号)(第一四七九号)(第一四八  
〇号)(第一五〇七号)(第一五〇八号)(第一六  
二三号)(第一六四七号)(第一六六二号)

一、地方(都)財政確立に関する請願(第一三五  
五号)(第一三五六号)(第一三七六号)(第一三  
七七号)(第一三八二号)(第一三八三号)(第一  
四三五号)(第一四四二号)(第一四四四号)(第  
一四八一号)(第一五一〇号)

一、地方財政危機突破に関する請願(第一三五  
七号)(第一三五八号)(第一三五九号)(第一三  
七一号)(第一四七七号)

一、地方財政危機打開に関する請願(第一三八  
一号)

一、都財政危機打開に関する請願(第一四一三  
号)(第一四一四号)(第一四一五号)(第一四一  
六号)(第一四一七号)(第一四一八号)(第一四  
一九号)(第一四二〇号)(第一四二一号)(第一

四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第  
一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)  
(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇  
号)(第一四三一号)(第一四三二号)(第一五  
二号)(第一五二三号)(第一五二四号)(第一五  
一五号)(第一五二六号)(第一五二七号)(第一  
五二八号)(第一五二九号)(第一五二〇号)(第  
一五二一号)(第一五二二号)(第一五二三号)  
(第一五二四号)(第一五二五号)(第一五二六  
号)(第一五二七号)(第一五二八号)(第一五二  
九号)(第一五三〇号)(第一五三一号)(第一六  
六三号)(第一六六四号)(第一六六五号)(第一  
六六六号)(第一六六七号)(第一六六八号)(第  
一六六九号)(第一六七〇号)(第一六七一号)  
(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六七四  
号)(第一六七五号)(第一六七六号)(第一六七  
七号)(第一六七八号)(第一六七九号)(第一六  
八〇号)(第一六八一号)(第一六八二号)(第一  
九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第  
一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)  
(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三  
号)(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七  
六号)(第一九七七号)(第一九七八号)(第一九  
七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一  
九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第  
二〇一八号)(第二〇一九号)(第二〇二〇一〇号)  
(第二〇二一一号)(第二〇二二号)(第二〇二三  
号)(第二〇二四号)(第二〇二五号)(第二〇二  
六号)(第二〇二七号)(第二〇二八号)(第二〇  
二九号)(第二〇三〇号)(第二〇三一号)(第二  
〇三二号)(第二〇三三号)(第二〇三四号)(第  
二〇三五号)(第二〇三六号)(第二〇三七号)  
(第二〇三八号)(第二〇三九号)(第二〇四〇  
号)(第二〇四一一号)(第二〇四二号)(第二〇四  
三号)(第二〇四四号)(第二〇四五号)(第二〇  
四六号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二  
〇四九号)(第二〇五〇号)(第二〇五一号)(第  
二〇五二号)(第二〇五三号)(第二〇五四号)  
(第二〇五五号)(第二〇五六号)(第二〇五七号)

四二二号)(第一四二三号)(第一四二四号)(第  
一四二五号)(第一四二六号)(第一四二七号)  
(第一四二八号)(第一四二九号)(第一四三〇  
号)(第一四三一号)(第一四三二号)(第一五  
二号)(第一五二三号)(第一五二四号)(第一五  
一五号)(第一五二六号)(第一五二七号)(第一  
五二八号)(第一五二九号)(第一五二〇号)(第  
一五二一号)(第一五二二号)(第一五二三号)  
(第一五二四号)(第一五二五号)(第一五二六  
号)(第一五二七号)(第一五二八号)(第一五二  
九号)(第一五三〇号)(第一五三一号)(第一六  
六三号)(第一六六四号)(第一六六五号)(第一  
六六六号)(第一六六七号)(第一六六八号)(第  
一六六九号)(第一六七〇号)(第一六七一号)  
(第一六七二号)(第一六七三号)(第一六七四  
号)(第一六七五号)(第一六七六号)(第一六七  
七号)(第一六七八号)(第一六七九号)(第一六  
八〇号)(第一六八一号)(第一六八二号)(第一  
九六五号)(第一九六六号)(第一九六七号)(第  
一九六八号)(第一九六九号)(第一九七〇号)  
(第一九七一号)(第一九七二号)(第一九七三  
号)(第一九七四号)(第一九七五号)(第一九七  
六号)(第一九七七号)(第一九七八号)(第一九  
七九号)(第一九八〇号)(第一九八一号)(第一  
九八二号)(第一九八三号)(第一九八四号)(第  
二〇一八号)(第二〇一九号)(第二〇二〇一〇号)  
(第二〇二一一号)(第二〇二二号)(第二〇二三  
号)(第二〇二四号)(第二〇二五号)(第二〇二  
六号)(第二〇二七号)(第二〇二八号)(第二〇  
二九号)(第二〇三〇号)(第二〇三一号)(第二  
〇三二号)(第二〇三三号)(第二〇三四号)(第  
二〇三五号)(第二〇三六号)(第二〇三七号)  
(第二〇三八号)(第二〇三九号)(第二〇四〇  
号)(第二〇四一一号)(第二〇四二号)(第二〇四  
三号)(第二〇四四号)(第二〇四五号)(第二〇  
四六号)(第二〇四七号)(第二〇四八号)(第二  
〇四九号)(第二〇五〇号)(第二〇五一号)(第  
二〇五二号)(第二〇五三号)(第二〇五四号)  
(第二〇五五号)(第二〇五六号)(第二〇五七号)

号)(第二〇五八号)(第二〇五九号)(第二〇六  
〇号)(第二〇六一號)(第二〇六二号)(第二〇  
六三号)(第二〇六四号)(第二〇六五号)(第二  
〇六六号)(第二〇六七号)(第二〇六八号)(第  
二〇六九号)(第二〇七〇号)(第二〇七一號)  
(第二〇七二号)(第二〇七三号)(第二〇七四  
号)(第二〇七五号)(第二〇七六号)(第二〇七  
七号)(第二〇七八号)(第二〇七九号)

一、地方財政の危機打開に関する請願(第一四  
一九〇号)

一、地方自治体財政の危機打開に関する請願  
(第一九〇二号)

第一三五四号 昭和五十一年三月十二日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市殿町三四一在日朝鮮  
人総聯合会兵庫県伊丹支部内 金 福名外六十二名

第一三五四号 昭和五十一年三月十二日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 名古屋市熱田区沢下町八〇ノ四愛

知事一労働会館内愛知県私立学校  
教職員組合連合会 永井清明外四  
名 紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四七九号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 愛知県春日井市六軒屋町六ノ一二  
七八号)

一、地方自治体財政の危機打開に関する請願  
(第一四〇二号)

第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 神谷美好外九名

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 森健外四名

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 近藤 星野 力君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 安保破棄諸要求貫徹愛知県実行委  
員会内 森健外四名

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 愛知県江南市大字小折三、七二二

名 紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。  
第一四三四号 昭和五十一年三月十二日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願  
請願者 愛知県江南市大字小折三、七二二

多田英司外四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第一六四七号 昭和五十一年三月十六日受理

固定資産の評価替え反対等に関する請願

請願者 愛知県犬山市大字犬山字東畠三六

自治労犬山市職員組合内

渡辺昭 美外四名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第一六六二号 昭和五十一年三月十六日受理  
固定資産の評価替え反対等に関する請願

請願者 名古屋市熱田区沢下町八〇ノ四新

日本婦人の会愛知県本部内 青山 三枝外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第一三五五号 昭和五十一年三月十二日受理  
地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都江東区木場一ノ三ノ七 河 田菊松外千名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。  
第一三五六号 昭和五十一年三月十二日受理  
地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一三ノ二

紹介議員 長谷川晃外五百名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。  
第一三七六号 昭和五十一年三月十二日受理  
地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸東一ノ一三

紹介議員 松竹正人外千名

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一三七七号 昭和五十一年三月十二日受理

地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都大田区萩中二ノ一ノ二〇 中山英之外五百十名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一三八二号 昭和五十一年三月十二日受理

地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都小金井市本町四ノ八ノ五ノ 四七 鎌田富裕子外五百名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一三八三号 昭和五十一年三月十二日受理

地方(都)財政確立に関する請願

請願者 埼玉県所沢市上安松一ノ八八 原 ミチ外五百名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一三八五号 昭和五十一年三月十二日受理

地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都杉並区成田東三ノ三五ノ一

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は第一二五四号と同じである。

第一三四二号 昭和五十一年三月十三日受理

地方(都)財政確立に関する請願

請願者 東京都練馬区谷原五ノ二四ノ九 遠藤幹幸外五百名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一四四四号 昭和五十一年三月十三日受理

地方(都)財政確立に関する請願

第二部

地方行政委員会会議録第四号

昭和五十一年三月三十一日 【参議院】

請願者 東京都練馬区豊玉北六ノ一二練馬 区役所内都職労練馬支部内 渡辺

紹介議員 山中 郁子君 勉外千名

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一三七一号 昭和五十一年三月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町内門二八六 栗 原安江外九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四八一号 昭和五十一年三月十三日受理

地方(都)財政確立に関する請願

請願者 千葉県船橋市木林杉台二ノ二ノ三六 ノ五〇四成田信男外千名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一五一〇号 昭和五十一年三月十三日受理

地方(都)財政の確立に関する請願

請願者 東京都品川区東大井二ノ四ノ一四 市川泰子外千名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一二五四号と同じである。

第一三五七号 昭和五十一年三月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県結城市大字結城八、〇九一 ノ五 落合勇夫外四百九十九名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三五八号 昭和五十一年三月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願(二通)

請願者 茨城県結城市本町二、四九九ノ九 鈴木昇外五百五十八名

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三五九号 昭和五十一年三月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 茨城県猿島郡境町内門七三 渡辺

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三八一号 昭和五十一年三月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町道源寺八五 三 松島森外一万三千五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三八二号 昭和五十一年三月十二日受理

地方財政危機突破に関する請願

請願者 富山県中新川郡立山町道源寺八五 三 松島森外一万三千五百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

長く厳しい不況と引き続く物価上昇のなかで、地

方財政は戦後最悪の危機に見舞われてゐるから、この危機を開拓するため、速やかに次の事項の実現を図られたい。

一、地方税法を改正して、法人住民税・法人事業税・固定資産税・電気税などで行なわれてゐる大企業への特權的減免税を廃止すること。

二、租税特別措置など国税における大企業への特權的減免の地方税への跳ね返りをしや断すること。

三、大企業と中小企業に異なる税率で課税する方式(不均一課税方式)を採用し、大企業への地方税率を適正に引き上げること。

四、地方交付税の税率を現在の三十二パーセントから四十パーセントに引き上げ、交付すること。

五、国庫補助事業に伴う超過負担を完全に解消す

ること。

六、学校・保育所などの施設建設には、用地費も含め、国庫補助の対象を拡大し、補助単価、補助率を引き上げること。

七、国直轄事業の地方負担金は全廃すること。

八、国・地方を通じる事務や事業と財源を再配分すること。

九、地方債の許可制度は廃止すること。

第一四一三号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都福生市福生二、三三四 中

紹介議員 小笠原貞子君 森伸外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四一三号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都秋川市雨間三一三 原信也 外四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一、国の歳入欠陥で生じた地方財政の減収は国で全額負担すること。

二、教育、民生、住宅等における超過負担を解消すること。

三、起債の締め付けを解除し、起債計画を大幅に許すこと。

四、不交付団体に対する不当な財源調整をやめ、都特別区の交付税合算方式を廃止すること。

五、大衆課税の強化をせず、大企業に対する特權的减免をやめること。

#### 理由

インフレと不況の進行は、地方税収の激減により、都財政を圧迫し、都民の命と暮らしに危機をもたらし、東京の教育諸条件のレベル・ダウンを引き起こしている。この地方自治体の危機を労者・住民の犠牲に転嫁することなく、行き届いた教育を進めるためにもこの施策は必要である。

第一四一四号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都小平市上水南町四四〇 佐藤一郎外四名

紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四一四号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都田無市芝久保町四ノ二四ノ

紹介議員 井貝明雄外四名

第一四一五号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都練馬区三原台三ノ八ノ二九

紹介議員 小笠原貞子君 森伸外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四一六号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都清瀬市元町二ノ一ノ一二 村上赳外四名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四一七号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都福生市熊川一、六九七 井上藤子外四名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四一八号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都昭島市昭和町五ノ三ノ一 落合茂子外四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四一九号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都板橋区中丸町三〇 永井玲子外四名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二〇号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都田無市芝久保町四ノ二四ノ

紹介議員 井貝明雄外四名

第一四二七号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都町田市木曾町五三九住宅三ノ二 池田一枝外四名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二二号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 埼玉県川越市大字吉田六五一 吉田賢憲外四名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二三号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都杉並区宮前三ノ三一ノ二一 藤田義彦外三名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二四号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都立川市栄町四ノ四二ノ五 八木岡忠司外四名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二五号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都武藏村山市中藤三三九 岩田幸子外四名

紹介議員 塚田 大頤君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二六号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 山田チエ外四名

第一四二七号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都練馬区三原台三ノ八ノ二九 岸野剛外四名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二八号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 神奈川県相模原市相武台団地一、六一五ノ二三 近藤幸子外四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二九号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都町田市山崎団地四ノ八ノ一 丸山直子外四名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二九号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都多摩市連光寺一、二〇七〇 小林美知尾外四名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四二九号 昭和五十一年三月十二日受理

都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都八王寺市清川町一六ノ九 山田チエ外四名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

都財政危機打開に関する請願  
請願者 千葉県船橋市田喜野井八七五 藤

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
請願者 東京都荒川区西尾久八ノ一九ノ一

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
請願者 東京都荒川区西尾久八ノ一九ノ一

第一四三二号 昭和五十一年三月十二日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都中野区上鷺宮一ノ四ノ一六

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 春日 正一君

第一五一七号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都世田谷区弦巻一ノ三一ノ二

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 須藤 五郎君

第一五一二号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都葛飾区梅田四ノ六ノ一四

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 長幸三郎外四名

第一五一三号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都葛飾区西新小岩四ノ二二ノ一

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 河田 賢治君

第一五一八号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 千葉市さつきが丘二ノ一〇ノ五ノ一

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 五〇九 野田利子外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 沢田 大願君

第一五一九号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都八王子市並木町四四六 山

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 口勇蔵外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 杏脱タケ子君

第一五二〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都江戸川区宇喜田五八七ノ一

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 三ノ七〇一 伊藤信子外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 塚田 大願君

第一五二五号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都足立区谷在家二ノ二四ノ一

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 山中 郁子君

第一五二六号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都荒川区西尾久八ノ一九ノ一

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 広瀬明外四名

第一五二七号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 千葉市小中台町一、三九六 藤沢

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 久江外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 加藤 進君

第一五六六号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都新宿区原町三ノ二五 山崎

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 第一五六七号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 千代勝外五名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 近藤 忠孝君

第一六六四号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都板橋区中板橋三ノ六 菊地 紹介議員 上田耕一郎君 正悦外四名 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七〇号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都板橋区前野町六ノ二四ノ三 島田信子外四名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六六五号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都調布市入間町一ノ一七ノ九 成雄外四名 紹介議員 加藤 進君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七一号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都足立区保木間九六一 中村 都財政危機打開に関する請願 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六六六号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都八王子市新町六ノ一 橋本 紹介議員 春日 正一君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七二号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 埼玉県北葛飾郡幸手町団地四ノ一 一ノ四〇六 中村史傳外四名 紹介議員 近藤 忠孝君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六六七号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東子外四名 紹介議員 春日 正一君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七三号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都板橋区栄町五ノ三 丸山明 子外四名 紹介議員 須藤 五郎君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六六八号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都新宿区戸山町四三 高嶋方 紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七四号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都豊島区千川町二ノ二 須藤 五郎外四名 紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六六九号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都八王子市長沼八五〇 寺田 紹介議員 正外四名 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七五号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 千葉県松戸市松戸新田五八一 原 信外四名 紹介議員 塚田 大願君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七〇号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都板橋区前野町六ノ二四ノ三 ノ一〇四 戸田進外四名 紹介議員 齋藤タケ子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七一号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都国立市西一ノ九ノ四六 宮 崎誠外四名 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七二号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都国立市西一ノ九ノ四六 宮 崎誠外四名 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七二号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都国立市西一ノ九ノ四六 宮 崎誠外四名 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七三号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都高輪二ノ二ノ一八 滝 典子外四名 紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七三号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都港区高輪二ノ二ノ一八 滝 典子外四名 紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七四号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都武藏野市関前三ノ三一ノ一 九 井上美弥子外四名 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七四号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都武藏野市関前三ノ三一ノ一 九 井上美弥子外四名 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七五号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都東村山市恩多町三ノ三ノ八 青山雅美外四名 紹介議員 星野 力君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七五号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都東村山市恩多町三ノ三ノ八 青山雅美外四名 紹介議員 星野 力君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七六号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都板橋区高島平九の二〇ノ五 ノ四〇三 奈良靖子外四名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七六号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都板橋区高島平九の二〇ノ五 ノ四〇三 奈良靖子外四名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七七号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都大和市備後一・五九一 高橋和子外四名 紹介議員 渡辺 武君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七七号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都大和市備後一・五九一 高橋和子外四名 紹介議員 渡辺 武君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七八号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都武藏野市駒井二五九ノ八 松 本マツエ外四名 紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七八号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都武藏野市駒井二五九ノ八 松 本マツエ外四名 紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六七九号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都東村山市宿原一、七五四 金井清美外四名 紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六七九号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都東村山市宿原一、七五四 金井清美外四名 紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六八〇号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都三鷹市新川一ノ一一ノ四 岩永静代外四名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六八〇号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都三鷹市新川一ノ一一ノ四 岩永静代外四名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
第一六八一号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都大和市原一、五九一 村瀬信子外四名 紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一六八一号 昭和五十一年三月十六日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都大和市原一、五九一 村瀬信子外四名 紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都新宿区市谷台町一 堀香津 紹介議員 加藤 進君	この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九六九号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都足立区綾瀬二ノ七ノ四 藤 紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七〇号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都江戸川区西一之江一ノ二、 四五八 戸倉知英子外四名 紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七一号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 埼玉県川越市的場二、八〇八 田 紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七二号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都世田谷区下馬二ノ一三ノ二 紹介議員 沢尻タケ子君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七三号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都練馬区上石神井一ノ四九八 紹介議員 小暮 敏雄君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七九号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 永倉敏子外四名 紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第二〇一八号 昭和五十一年三月十八日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 野久子外四名 紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七四号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 山口博昭外四名 紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八〇号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都目黒区原町一ノ三三ノ一五 菊地 恒美外四名 紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九七八号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都港区高輪一ノ五ノ八 三浦 紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八一号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 千葉県船橋市中山三ノ七ノ二六 紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八二号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 鶴木千恵子外四名 紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八三号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 安武 洋子君 紹介議員 佐枝朋子外四名
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八四号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 望月美奈子外四名 紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八五号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 陸野秀雄外四名 紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八六号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都杉並区永福一ノ三二ノ八 紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八七号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都江戸川区本一色町四〇一 紹介議員 一梅沢方 田中泰子外四名
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第一九八八号 昭和五十一年三月十七日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都江戸川区西原二ノ三〇 紹介議員 五 愛木祐子外七名 紹介議員 阿具根 登君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第二〇一九号 昭和五十一年三月十八日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都新宿区百人町四ノ八ノ一三 ノ二〇六 会田文代外五名 紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第二〇二〇号 昭和五十一年三月十八日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都八王子市並木町五〇六 角洋子外四名 紹介議員 赤堀 操君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第二〇二一号 昭和五十一年三月十八日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 原田弘子外四名 紹介議員 折田はづ子外五名
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第二〇二二号 昭和五十一年三月十八日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都目黒区中根二ノ二〇ノ三 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。	第二〇二三号 昭和五十一年三月十八日受理 都財政危機打開に関する請願 請願者 東京都渋谷区西原二ノ三〇 南雲

紹介議員 案納 勝君  
快子外七名  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二四号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都練馬区上石神井一ノ一二七  
吉田政郎外七名

都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都杉並区大宮二ノ一ノ一八  
小川喜代外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 上田 哲君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二五号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都渋谷区西原二ノ三三三ノ一七  
本多正史外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 小野 明君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二六号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都町田市山崎町一ノ九八〇  
森田勇外四名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 大塚 番君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二七号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都八王子市中野町一、〇二〇  
永田晃一外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 加瀬 完君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二八号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都板橋区板橋四ノ三九〇  
園部厚子外七名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 納谷 照美君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二九号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都八王子市台町二ノ二〇ノ三  
小林孝次外五名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 納谷 照美君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇二九号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 吉田政郎外七名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三〇号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都杉並区大宮二ノ一ノ一七  
片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 栗原 助夫君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三〇号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都大田区西元町二ノ一六〇  
七 弘中毅外五名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 降旗恵子外七名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三一號 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都大田区大宮二ノ一ノ一  
片山 基市君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 四 隆矢美栄外五名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三二号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都八王子市子安町二ノ三一  
川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 美恵子外五名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三三号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都練馬区立野町八九七 佐藤

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 神沢 浄君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三四号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 六沢勝外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 小柳 勇君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三五号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都大田区大森北三ノ一ノ七  
高野芳郎外八名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 佐々木静子君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三六号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 一渡辺吉四郎外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 川崎市多摩区生田八、五八〇ノ三  
志苦 裕君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三七号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都小谷 守君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三七号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都三鷹市牟礼六ノ二三ノ一  
四三〇 加瀬芳夫外九名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三八号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都小柳 守君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 杉山善太郎君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇三九号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 川崎市多摩区生田八、五八〇ノ三  
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 一渡辺吉四郎外六名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇四〇号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都川崎市多摩区生田八、五八〇ノ三  
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 杉山善太郎君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇四一号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都川崎市多摩区生田八、五八〇ノ三  
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 一渡辺吉四郎外六名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇四二号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都川崎市多摩区生田八、五八〇ノ三  
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 伊東巴外六名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇四三号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都大田区大森北三ノ一ノ七  
高野芳郎外八名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 鈴木 美枝子君

都財政危機打開に関する請願  
第二〇四四号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都目黒区鷺番一ノ八ノ九天野  
義典外七名

都財政危機打開に関する請願  
第二〇四五号 昭和五十一年三月十八日受理  
請願者 東京都世田谷区代沢二ノ三七ノ二  
松浦浩司外七名

都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都町田市金井町七八三 加藤  
篤正外八名

都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都世田谷区代沢二ノ三七ノ二  
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 沢田 政治君

都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都世田谷区代沢二ノ三七ノ二  
志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
紹介議員 榎谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇四六号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都三鷹市中原四ノ三一ノ一〇

勝屋清外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇四七号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都中野区中野二ノ一六ノ四

平塚カヨ子外八名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇四八号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都渋谷区本町六ノ三七ノ二

寺崎利子外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇四九号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都大田区竹田四郎君

孝且君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都狛江市和泉三、四七六 伊彦君

部徳則外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

請願者 東京都目黒区洗足一ノ五ノ三 近藤善一外五名

第二〇五二号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 鶴園哲夫君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇五三号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都中野区上高田五ノ一九ノ二

杉山喜代子外七名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇五四号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都中野区皆川恒子外六名

寺田英夫君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇五五号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都区戸叶武君

田代俊子外五名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇五六号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都多摩市野田哲君

小池伸彦外六名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

請願者 東京都多摩市西神井一ノ三六〇

第二〇五九号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都中野区弥生町五ノ一八ノ五

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六〇号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都多摩市東寺方三ノ一ノ五

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六一号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都多摩市村田礼子外五名

北澤一利外七名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六二号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都多摩市野々山一三君

連彩外八名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六三号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都多摩市前川旦君

江

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

請願者 東京都立川市砂川町二、七三六〇

第二〇六四号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都立川市松永忠二君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六五号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都立川市北田清美外九名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六六号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都立川市南大谷一、三二七

江

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六七号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都立川市三田村恒子外五名

江

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六八号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 東京都立川市波男君

三田村恒子外五名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

四四 佐藤昭七外五名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六三号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 池美外八名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六四号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 望月洋子外八名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六五号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 知之君

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六六号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 沢一利外七名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六七号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 前川旦君

江

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六八号 昭和五十一年三月十八日受理

都財政危機打開に関する請願  
紹介議員 松永忠二君

北田清美外九名

この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六八号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都東村山市美住町一ノ二ノ三  
六 伊藤史子外六名

紹介議員 松本英一君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇六九号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都小金井市緑町三ノ一〇ノ一  
六 小俣経子外五名

紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七〇号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都小平市小川東町二、六二〇  
三 鈴木茂美外九名

紹介議員 村田秀三君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七一号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井北二ノ五ノ一  
五 高松美春外五名

紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七二号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都世田谷区祖師谷五ノ八ノ六  
堀部優子外七名

紹介議員 森勝治君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七三号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都日野市日野六、五六八ノ一  
相原美智子外七名

紹介議員 森勝治君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七四号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 東京都日野市百草園地一三五ノ三  
〇一 中村笙子外五名

紹介議員 森中守義君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七五号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 横浜市港南区日野町めじろ園地三  
ノ三〇一 三村英光外九名

紹介議員 矢田部理君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七六号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願

請願者 平田照広外六十九名  
五 平田照広外六十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

紹介議員 森下昭司君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。  
第二〇七四号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都相模原市大野台二ノ二四  
ノ一二 石川稔外七名  
紹介議員 和田静夫君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第二〇七五号 昭和五十一年三月十八日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都豊島区東池袋二ノ四八ノ一  
五 平田照広外六十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
老人医療費無料化をはじめ住民福祉の拡充、高校と保育所の建設促進、震災などに強い住みよい町づくり、中小企業対策の充実など、都民本位の施策をすすめるために、地方自治体の財源確保をめざし、次の事項を要望する。

一、住宅、学校、保育所などの建設や運営費への国補助・負担制度を改善し、地方自治体の超過負担がおきないようにすること。  
二、地方交付税率を現行の三十二パーセントから四十パーセントに引き上げ、さしあたり引き上げた八パーセント分は、緊急交付税とし、人口に応じて配分すること。また、交付税算定を大都市の財政需要に見合つたものに改める。

三、東京都の地方交付税算定における府県分と大都市分(二十三区)との不当な合算方式を撤廃し、大都市分として交付(四十九年度約五百二十一億円)すること。

四、教育、福祉などにおける機関委任事務並びに事業の民主的再配分を行うため、徹底的に洗い直し、住民に密着した仕事は、自治体に権限を移すとともに、それに応じた税源の移譲を行うこと。

五、交通、水道など地方公営企業の値上げとサービス低下を防ぐため、国の補助率を大幅に増やし、公営企業の「独立採算制」を撤廃すること。

六、大企業への特権的減免措置の地方税へのはね返りをなくすこと。  
戦後最も大きく長い不況とインフレの進行は、都民の暮らしと都・区町村財政を深刻な事態に陥れ

ている。このため東京都は五十一年度予算編成に当たって、二千億円ちかい財源不足に直面した。三木内閣は、みずから失政で招いた地方財政危機を借金政策(起債、交付税の借入れ)の押し付け、住民税の均等割の三倍もの引上げ、福祉予算の削減、公共料金の引上げをせまるなど、自治体と住民の犠牲で切り抜けようとしている。

都財政危機打開に関する請願  
請願者 神奈川県相模原市大野台二ノ二四  
ノ一二 石川稔外七名  
紹介議員 和田静夫君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一四七八号 昭和五十一年三月十三日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 東京都船井郡園部町小桜町二八  
三十八名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一九〇二号 昭和五十一年三月十七日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 京都府船井郡園部町小桜町二八  
三十八名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一九〇三号 昭和五十一年三月十七日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 吉田弘外三十八名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

第一九〇四号 昭和五十一年三月十七日受理  
都財政危機打開に関する請願  
請願者 京都府船井郡園部町小桜町二八  
三十八名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四一三号と同じである。

七、付加価値税導入を前提にして、「道州制」をねらう「自治体行財政改革構想」には反対である。

#### 理由

「三割自治」といわれる地方自治体の行財政は、政府の中央統制のもとで、大企業本位の「高度成長」政策に従属させられ、過密、過疎、公害、まちづくり問題など新たな行政需要を財源の配分のないまま押し付けられ、そして、この政策の破たんの結果引き起こされた不況・インフレによって地方税収は大幅に落ち込んでいる。地方財政危機の原因が政府にあるにもかかわらず、五十一年度国家予算の政府案は、自治体に大幅な借金を押し付けただけあり、地方交付税算定を改悪し、地方債の政府資金の活用を激減させるなど、地方財政危機を開拓する方向ではなく、付加価値税構想とともに自治体行財政を危険な方向に「再編成」しようとしている。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のための付託は三月二十三日）  
一、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案  
改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改

正する法律

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。  
附則第二条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

附則  
この法律は、昭和五十一年四月一日から施行す

三月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案

地方税法等の一部を改正する法律  
（地方税法の一部改正）

第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条の八」を「第十二条の九」に改める。

第十二条第一項及び第五項中「第十二条の八」を「第十二条の九」に改める。

第一章第四節中第十二条の八の次に次の二条を加える。

（自動車等の売主の第二次納稅義務）

第十二条の九 第百四十五条第二項に規定する

自動車又は第四百四十二条の二第二項に規定する軽自動車等（以下本条において「自動車等」という。）の買主が当該自動車等に対しても課する自動車税又は軽自動車税に係る地方団体の財産につき滞納処分をしてなおその徵收すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車等の売主は、当該自動車等の譲渡価額として政令で定める額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徵收金の第二次納稅義務を負う。

第三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。  
（予備審査のための付託は三月二十三日）  
一、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改正する法律案  
改正する法律案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部を改

正する法律

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行す

3 前項の規定は、自動車等の売主から同項の規定の適用がある旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第十五条の三第四項中「適用を受けた第二項の法人」を「適用を受け、若しくは第二十条の五の二若しくは国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十二条の規定により第二項若しくは法人税法第七十八条第二項に規定する申告書の提出期限が延長された第二項の法人」に、「適用を受けた前項の法人」を「適用を受け、若しくは第二十条の五の二の規定により前項に規定する申告書の提出期限が延長された同項の法人」に、「又は」を「及び」に改める。

第十六条の四第十二条項中「昭和三十七年法律第六十六条」を削り、「あわせて」を「併せて」に改める。

第二十三条第一項第十号中「五百円」を「千円」に、「から第三項まで」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「これらの項」に改める。

第二十三条第一項第十号中「五百円」を「千円」に改める。

第二十条の九の三第五項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「行なう」を「行う」に、「同項」を「これらの項」に改める。

第二十三条第一項第十号中「五百円」を「千円」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県は、第二百九十五条第三項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県第三十二条第四項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第三十四条第一項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。

第三十八条第一項中「百円」を「三百円」に改める。

第四十一条第一項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「あわせて」を「併せて」に、「基づく」を「基づく」に「第三百二十七条」を「第三百二十六条」に改める。

第五十二条第一項を次のように改める。

法人等の均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

第五十二条第一項を次のように改める。

法人等の均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「百八十万円」を「二百万円」に改める。

第七十二条の二十五第五項中「財産目録」及び「をいう。以下第七十二条の二十六第四項

の規定による第二次納稅義務に係る地方団体の徵收金の納付の義務を免除するものとす

法 人 等 の 区 分	年 額	稅 率
一 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（次項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。）及び保険業法に規定する相互会社	六千円	
二 資本の金額又は出資金額が千円を超える法人以外の法人等	三千円	

三 前二号に掲げる法人以外の法人等

年額 千八百円

第五十二条第四項中「第一項第一号」を「第一項の表の第一号及び第二号」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「市街地再開発組合」の下に「住宅街区整備組合」を加える。

第七十二条の十七第三項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。

第七十二条の十八第一項及び第二項中「百八十万円」を「二百万円」に改める。

第七十二条の二十五第五項中「財産目録」及び「をいう。以下第七十二条の二十六第四項

の規定による第二次納稅義務に係る地方団体の徵收金の納付の義務を免除するものとす

り、「添附」を「添付」に改める。

第七十二条の二十六第四項中「同項但書」を「同項ただし書」に、「計算書、当該期間終了の日ににおける財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附」を「計算書並びに当該期間終了の日ににおける貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付」に改める。

第七十二条の三十四の見出し中「財産目録」を「貸借対照表」に改め、同条中「財産目録」を削る。

第七十三条第三号中「いい、発電所及び変電所（発電若しくは変電の用に供する機械器具を収容する建物又は建物のうち発電若しくは変電の用に供する機械器具を収容する部分をいう。）を含まないものとする」を「いう」に改める。

第七十三条の二第二項中「住宅金融公庫」の下に「、沖縄振興開発金融公庫」を加え、「行なわれた」を「行われた」に、「但し」を「ただし」に改める。

第七十三条の四第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「新東京国際空港公團」を削り、同項第十九号の二を同項第十九号の三とし、同項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 新東京国際空港公團が新東京国際空港公團法（昭和四十年法律第八百五十五号）第二十条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の七中「左の」を「次の」に改め、同条第五号の二中「租税特別措置法第七十条の四第一項において準用する場合を含む。」を削り、同条第十一号を次のように改める。  
十一 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定める

ものを行ふ場合における不動産の取得によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されない場合には、政令で定めるところに改め、「農業近代化資金若しくは」に、「漁業近代化資金又は」を「漁業近代化資金の貸付け又は」に改め、「第十八条の二第一項」の下に「若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号」を加え、同条第六項中「土地又は家屋」を「土地若しくは家屋」に、「行なう」を「行う」に、「譲渡した者又は」を「譲渡した者若しくは」に改め、「移転補償金を受けた者」の下に「又は地方公共団体若しくは土地開発公社に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されたいた家屋について移転補償金を受けた者」を加え、「代る」を「代わる」に改め、同条第九項中「貸付を受けた者で」を「貸付けを受けた者で」に、「又は」を「若しくは」に、「貸付を受けた者が住宅金融公庫」を「貸付けを受けた者又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けた者で沖から二までの規定のいずれかに該当するものが住宅労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するものが住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の規定による交換分合により同法第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

第七十三条の二十四第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「住宅金融公庫」の下に「、沖縄振興開発金融公庫」を加える。  
第七十三条の二十七の二第一項中「行なう」を「行う」に、「又は公共事業」を「若しくは公共事業」に改め、「受けた場合」の下に「又は地方公共団体若しくは土地開発公社に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていたいた家屋について移転補償金を受けた場合」を加える。

第七十三条の二十八を削る。

第七十三条の二十八の二第一項中「あわせて」

「同項ただし書」に、「計算書、当該期間終了の日ににおける財産目録及び貸借対照表並びに当該期間の損益計算書を添附」を「計算書並びに当該期間終了の日ににおける貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの）を添付」に改める。

第七十三条の七第十二号中「住宅金融公庫」の下に「又は沖縄振興開発金融公庫」を加える。  
第七十三条の十四第一項中「以下第二項」を「次項」に、「二百三十万円」を「三百五十万円」に改め、同条第四項中「農業近代化資金、」を「農業近代化資金若しくは」に、「漁業近代化資金又は」を「漁業近代化資金の貸付け又は」に改め、「第十八条の二第一項」の下に「若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号」を加え、同条第六項中「土地又は家屋」を「土地若しくは家屋」に、「行なう」を「行う」に、「譲渡した者又は」を「譲渡した者若しくは」に改め、「移転補償金を受けた者」の下に「又は地方公共団体若しくは土地開発公社に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されたいた家屋について移転補償金を受けた者」を加え、「代る」を「代わる」に改め、同条第九項中「貸付を受けた者で」を「貸付けを受けた者で」に、「又は」を「若しくは」に、「貸付を受けた者が住宅金融公庫」を「貸付けを受けた者又は沖縄振興開発金融公庫から貸付けを受けた者で沖から二までの規定のいずれかに該当するものが住宅労働者住宅資金融通法第七条第一項第三号の規定に該当するものが住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫」に改め、同条第十項を次のように改める。

一 次号に掲げる場合以外の場合 交換分合によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されない場合には、政令で定めるところに改め、同項第一号中「二万二千五百円」を「二万六千円」に、「こえる」を「超える」に、「四万五千円」を「五万二千円」に、「五万四千円」を「七万円」に、「九万円」を「十一万七千円」に、「六千円」を「七千円」に、「こえ、」を「超え、」に、「七千円」を「八千円」に、「八千円」を「九千円」に、「一万八千円」を「二万三千五百円」に、「二万一千円」を「二万七千五百円」に、「二万四千円」を「三万五千五百円」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 トランク 営業用 年額 一万七千五百円  
自家用 年額 二万円  
三 バス 営業用 年額 一万四千円  
自家用 年額 三万九千円  
一般乗合用のもの以外のもの  
四 三輪の小型自動車 営業用 年額 三万四千五百円  
自家用 年額 四千四百円  
第五 道府県は、第一項又は前項に定める標準税率を超える税率で自動車税を課する場合に、第一項各号の税率又は前項の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

四 道府県は、第一項各号に掲げる自動車のうち四輪以上の小型自動車に属する乗用車で同号

の総排気量の区分により難いものの、その他の同号の区分により難いもの、同項第二号及び第三号に掲げる自動車で第二項に規定するもの以外のもの並びに第一項第四号に掲げる自動車については、同項各号に掲げる区分とは別に、用途、総排気量、定格出力、乗車定員、最大積載量その他の自動車の諸元によつて区分を設けて、自動車税の税率を定めることができ。この場合においては、前各項の規定

「四百円」を「千二百円」に、「一千円」を「七百円」に改め、同条第二項を次のように改める。

第三百十二条第一項及び第二項を次のように改める。

前項の表の上欄に掲げる市町村は、それぞれ当該下欄に掲げる標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、それぞれ年につき二千二百円、千六百円及び千円を超える税率で課することができない。

法 人 等	分 区	税 率
一 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人（第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号において同じ。）及び保険業法に規定する相互会社で、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（第五項において「従業者数の合計数」という。）が百人を超えるもの		年額 二万四千円
二 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、前号に掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が千万円を超える法人	年額 一万二千円	
三 前二号に掲げる法人以外の法人等	年額 七千二百円	

第三百十二条第一項及び第二項を次のように改める。  
法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下本節において「法人等」と総称する。）に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

4 公害の発生を抑止し、若しくは著しく減少させる性能を有する機械その他の生産設備で政令で定めるもの又は資源の有効利用の促進に資する廃棄物再生処理用の機械その他の設備で政令で定めるもの（第六項の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において「機械設備等」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械設備等に対して新たに固定資産税が

2 条に次の一項を加える。  
百五十二条中「文書をもつて」を削り、同  
第一百四十五条第二項に規定する自動車の売  
主は、当該道府県の条例の定めるところによ  
り、当該道府県知事から当該自動車の買主の  
住所又は居所が不明であることを理由として  
請求があった場合には、当該自動車の買主の  
住所又は居所その他当該自動車に対して課す  
る自動車税の賦課徴収に関する必要な事項を報  
告しなければならない。

第一百五十四条中「納稅義務者」の下に「又は第  
百四十五条第二項に規定する自動車の売主」を  
加える。

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える  
税率で均等割を課する場合には、年につき、  
同項の表の第一号に掲げる法人については四

二 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業並  
に規定する相互会社で、前号に掲げるもの以外のもの並びに資  
本の金額又は出資金額が千万円を超える法人

三 前二号に掲げる法人以外の法人等

には」を「発生  
つ、その者」を  
由がその年の翌

年額	一万二千円
年額	七千二百円

第三百四十九条の三第二十一項を削り、同条第二十項中「駐車場法第一条第二号の路外駐車場をいう」を「駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号の路外駐車場をいう。以下本項において同じ」に「二分の一」を「三分の二」と、「三分の二」を「六分の五」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十三項から第十九項までを一項ずつ繋り下げる。同条第十二項中「設備で」を削り、「供するもの」を「供するもの」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を削り、同条第十項中「研究設備」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十一項を削る。

「二千円」に改める。

ついては一万二千円を超える税率で課すること  
とができない。  
第三百十二条第五項中「第一項第一号」を「第一項の表の第一号及び第二号」に、「又は出資金額」を「若しくは出資金額又は従業者数の合計額」に改める。  
第三百十三条第四項第一号中「三十万円」を「四十万円」に改める。  
第三百二十四条の第二項第二号中「十万円」を「五万円」に、「百万円」を「二百万円」に改める。  
第三百二十二条の五第二項中「翌年の四月三十一日」を「十二月三十一日」に、「発生した場合

第一項」を「第三百一十六条第一項」に改める。  
第三百四十八条第二項中「左の」を「次に、  
に、「但し」を「ただし」に改め、同項第六号を  
次のように改める。

六 公共の用に供する用悪水路、ため池、堤  
とう及び井溝

第三百四十八条第二項中第六号の二を削り、  
第六号の三を第六号の二とし、第六号の四から  
第六号の七までを削る。

第三百四十九条の三第三項中「(第二十一項の  
規定の適用を受けるものを除く。)」を削り、同  
条第四項を次のように改める。

5 流通の合理化、良質な住宅の供給その他の国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備で政令で定めるもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機械その他の設備に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から



改め、同表の第二十一号中「駐車施設」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同表の第二十二号中「前号及び」を削り、同表第三項中「取扱しが行われたもの」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める従前の事業所用家屋」を加える。

第七百一条の五十第一項中「一年を経過する日までの期間(の下に「従前の事業所用家屋の取扱しに要する期間が通常一年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると指定都市等の長が認める場合に、納税義務者の申請に基づき指定都市等の長が定める相当の期間」を「取扱しが行われたもの」の下に「その他これに準ずるものとして政令で定める従前の事業所用家屋」を加える。

第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項、第九項、第十項、第十二項、第十四項、第十五項、第十八項又は第十九項」を「第三百四十九条の三第一項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項」に改める。

第七百三条の四第四項中「十二万円」を「十五万円」に改める。  
第七百三十四条第三項の表中第三百十二条第一項の項及び第三百十二条第二項の項を次のよう改めることとする。

第七百三十四条第三項の表中第三百十二条第一項の項及び第三百十二条第二項の項を次のよう改めることとする。

第三百十二条第一項	三万四千円	一万二千円	三千円	五百円
第三百十二条第一項	三万四千円	一万二千円	三千円	五百円
第三百十二条第一項	三万四千円	一万二千円	三千円	五百円
第三百十二条第一項	三万四千円	一万二千円	三千円	五百円

同号に掲げる法人のうち資本の金額等が一億円を超える法人等以外のものについては二万三千円(法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、二万円)

一万三千八百円(法人等の事務所等が特別区の区域外にも所在する場合には、一万二千円)

附則第四条第二項中「租税特別措置法第二十八条の四」を「租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第一号)以下「昭和五十年法律第一号」という。)による改正前の租税特別措置法第二十八条の四(昭和五十年法律第一号附則第二条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を「昭和四十一年法律第一号附則第二条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」に改める。

附則第八条中「租税特別措置法第六十八条の三又は昭和四十八年法律第四十七号による改正前の同条(同法附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を「昭和四十八年法律第四十七号による改正前の租税特別措置法第六十七条の三(昭和五十一年法律第一号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」に改める。

第十九号による改正前の租税特別措置法第六十八条の三(昭和五十一年法律第一号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」を「昭和五十年法律第一号による改正前の租税特別措置法第六十七条の三(昭和五十一年法律第一号附則第七項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)」に改める。

附則第九条第一項中「租税特別措置法第六十六条第一項」の下に「(昭和五十一年法律第一号附則第十四条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を「(昭和五十一年法律第一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項)」を加え、同条第三項までの規定によりその例によることとされる昭和五十年法律第一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項から第三項まで適用される場合を含む。)」を「(昭和五十一年法律第一号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項)」に改め、同条第四項中「租税特別措置法第二十八条の四」を「昭和五十一年法律第一号による改正前の租税特別措置法第二十八条の四」に改め、同条第八項による改正前の租税特別措置法第二十八条の四

十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。  
2 道府県は農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体がその用に供する発電所又は変電所の用に供する機械器具を収容するものに限る。)を取得した場合には、当分の間、第五項を同条第四項とする。  
附則第十条第二項を次のように改める。  
2 道府県は農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体がその用に供する発電所又は変電所の用に供する機械器具を収容するものに限る。)を取得した場合には、当分の間、第五項を同条第四項とする。

附則第十一条第二項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第三項を次のように改める。  
3 前項の規定の適用を受ける土地の取得が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地の取扱いである場合における当該土地の取得に対する不動産取得税については、前項中「相当する額」とあるのは、「相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額」として、同項の規定を適用し、第73条の十四第十一項の規定は、適用しない。

附則第十一条第六項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第八項による改正前の租税特別措置法第二十八条の二分の一」を「五分の二」に改め、同条第八項を次のように改める。



号に掲げる個人又は同法第四十三条第一項の表の第三表の第三号に掲げる法人が工業用水法第二条第一項に規定する井戸で同法第三条第一項に規定する指定地域内に存するもののうち政令で定めるものに代えて工業用水道事業法第二条第三項に規定する工業用水道又は水道法第三条第一項に規定する水道を事業の用に供するため新設した機械その他の設備で自治省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかるわらず、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

附則第十六条第二項及び第五項中「十年度分」を「七年度分」に改める。  
附則第十七条の見出し中「昭和四十一年度以降」を「昭和五十一年度から昭和五十三年度まで」に改め、同条中「次条」を「本条」に改め、同条第三号から第六号までを次のように改める。

三 地目の変換等 地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。

四 昭和五十年度課税標準額 昭和五十年度に係る賦課期日に所在する土地に係る固定資産税及び当該土地のうち農地に係る都市計画税にあつては、次のイ又はロに掲げる土地の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる類をいい、当該土地のうち宅地等に係る都市計画税にあつては、同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格をいう。

イ ロに掲げる土地以外の土地 昭和五十年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 昭和五十年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法附則第十八条第九項、第十八条の二第三項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定に規定する課税標準となるべき額

（当該土地が同年度分の固定資産税について昭和五十一年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条の規定に規定する課税標準となるべき額を基礎とし、同年度分の固定資産税に係るこれらの適用を受ける土地であるときは、当該

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一一・一
一・三倍を超え、一・七倍以下のもの	一一・一一
一・七倍を超えるもの	一一・一一

額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

五 比準課税標準額 土地について、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該土地に類似する土地で昭和五十年度に係る賦課期日に所在するもの(以下本号及び附則第十八条の二第二項において「類似土地」という)の昭和五十年度課税標準額(固定資産税にあっては、当該類似土地に係る固定資産税に係る税に係る昭和五十年度課税標準額とする)を当該類似土地の昭和五十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額をいう。

六 上昇率 土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(第三百四十九条の三の二)の規定の適用を受ける宅地等に係る当該年度分の固定資産税にあつては、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)を、当該土地の昭和五十年度課税標準額(昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等の次の表の上欄に掲げる上昇率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という)を超える場合は、当該宅地等調整固定資産税額とする。

イ 昭和五十一年度 当該宅地等の昭和五

四 昭和五十三年度において新たに固定資産

八 口 十年度課税標準額  
昭和五十二年度 イの額に、同年度に  
おいて前項の規定により当該宅地等に係  
る宅地等調整固定資産税額の算定に用い  
られるべき負担調整率を乗じて得た額  
九 昭和五十三年度 イの額に、同年度に  
おいて前項の規定により当該宅地等に係

る宅地等調整固定資産税額の算定に用いられるべき負担調整率を二乗して得た数値を乗じて得た額

第十八条の二 前条第二項第一号に掲げる宅地等で昭和五十一年度から昭和五十三年度まで

の各年度に係る賦課期日において次の表欄に掲げる宅地等に該当するもののうち和五十年度に係る賦課期日においてそれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当した。(以下本項において「用途変更宅地等」、う。)に係る当該各年度分の固定資産税には、当該用途変更宅地等が昭和五十年代係る賦課期日においてそれぞれ同表の上掲げる宅地等であつたものとみなして、條の規定を適用する。

附則第十八條の三を削る。

附則第十九条を次のように改める。

(農地に對して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税の額

は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該農地の次の表の上欄に掲げる上界率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。

上昇率の区分	負担調整率
一・三倍以下のもの	一・一
一・三倍を超えるもの	一・一

地等であつたものとみなして、前二条の規定を適用する。

イ　昭和五十二年度　当該宅地等の比準課税標準額を基礎として第一号口の算定方法に準じて算定した額

ロ　昭和五十三年度　当該宅地等の比準課税標準額を基礎として第一号ハの算定方法に準じて算定した額

前条第二項第二号、第三号又は第四号に掲げる宅地等で昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち、当該宅地等の類似土地（当該宅地等の当該各年度分の固定資産税に係る宅地等と調整固定資産税額の算定の基礎となる比準課税標準額の算定に用いられるべきものとする）が昭和五十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したるものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該類似土地が昭和五十一年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅

上昇率の
一・三倍以下のもの
一・三倍を超えるもの

昭和五十一年度から昭和五十三年度までの



2 附則第十八条第二項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「附則第二十六条第一項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは「農地」と、「宅地等調整固定資産税額」とあるのは「同項に規定する農地調整都市計画税額」と読み替えるものとする。

## 附則第二十七条を削る。

附則第二十七条の二中「附則第二十六条」を「前条」に改め、同条を附則第二十七条とす。

附則第二十八条第一項を次のように改め

附則第二十七条の二中「附則第二十六条」を「前条」に改め、同条を附則第二十七条とす。

附則第二十九条第一項又は第十九条第一項の規定の適用がある土地に係る昭和五十一

年から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八

十一条に定めるもののほか、次の各号に掲

げる土地の区分に応じ、当該各号に定める

額を土地課税台帳等に登録するほか、当該

土地が当該年度において新たに固定資産税

を課されることとなる場合又は当該年度に

係る賦課期日において当該土地につき地目

の変換等がある場合には、当該年度におい

ては、当該土地の比準課税標準額（当該土

地に係る比準課税標準額が2以上ある場合

には、これらの合算額）を土地課税台帳等に登録しなければならない。

## 一 調整対象宅地等 当該調整対象宅地等

に係る当該年度分の宅地等調整固定資產

税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

二 調整対象農地 当該調整対象農地に係

る当該年度分の農地等調整固定資產税額の

算定の基礎となる課税標準となるべき額

附則第二十八条第二項中「昭和四十九年度

分及び昭和五十年度分の」を削り、「同項の表

の下欄に掲げる額」を「同項第一号に定める額」に改め、同項第一号中「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地又は調整対象非住宅用地である部分」を「調整対象宅地等である小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分、法人非住宅用地である部分又は個人非住宅用地である部分」に、「前項の表の下欄に掲げる額」を「前項第一号に定める額」に、「同表の下欄に掲げる額」を「同号に定める額」に改め、同項第二号中「前項の表の下欄に掲げる額」を「前項第一号に定める額」に改め、同条第五項中「同項の表の下欄に掲げる額」を「同項各号に定める額」に改める。

附則第二十九条中「附則第二十七条の二」を「第二十七条」に「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第二十九条の二中「都市計画税額と当該市街化区域農地が当該年度に係る賦課期日において市街化区域農地以外の農地であつたものとみなして附則第十九条又は附則第二十六条の規定によつて」を「都市計画税額（附則第二十九条の五第一項の規定により減額された場合には、減額後の固定資産税額又は都市計画税額とする。）と当該市街化区域農地について附則第十九条の三又は第二十七条の規定の適用がなかつたものとみなして」に改める。

（市街化区域農地に對して課する固定資産税及び都市計画税の減額）

第二十九条の五 市町村は、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、当該市町村の条例で定めるところにより、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る市街化区域農地その他の政令で定める市街化区域農地を除く。）の所有者からの申告があつた場合には、当該市街化区域農地で現に耕作の用に供され、かつ、当該申告があつた日の属する年の一月一日から引き続き三年以上農地として保全することが適当であると認められるもの（以下「減額対象農地」という。）に對して課する固定資産税及び都市計画税で当該申告があつた日の属する年の四月一日を初日とする年度以降の各年度に係るものについては、当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額と当該減額対象農地について同条又は附則第二十七条の規定の適用がなかつたものとみなして算定した税額との差額に相当する額に当該条例で定める割合を乗じて得た額を、当該減額対象農地に係る当該年度分の固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税額又は都市計画税額を減額しようとする場合には、農地課税審議会の議を経て、当該申告に係る市街化区域農地が減額対象農地に該当するかどうかの認定をしなければならない。

3 附則第二十九条の三の規定は、第一項の規定により固定資産税額又は都市計画税額が減額された場合について準用する。

（農地課税審議会）

第二十九条の六 前条第二項の規定によりその権限に屬させられた事項その他同条第一

項の規定による固定資産税額又は都市計画税額の減額に關し必要な事項を調査審議させるため、同項の規定により固定資産税額又は都市計画税額の減額を行う市町村に、農地課税審議会を置く。

2 農地課税審議会は、農業に關し学識経験のある者、都市計画に關し学識経験のある者及びその他の学識経験のある者のうちから市町村長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、農地課税審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則第三十条中「調整対象住宅用地、調整対象小規模住宅用地、調整対象非住宅用地」を「調整対象宅地等」に改め、同条の次に次の一項を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第三十条の二 昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の軽自動車税に限り、道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十一年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する軽自動車で自治省令で定めるもの及び電気を動力源とする軽自動車等で自治省令で定めるものに対しても課する軽自動車税の標準税率は、第四百四十四条第一項の規定にかかるわらず、昭和五十一年改正前の地方税法第四百四十四条第一項に規定する税率とする。

2 昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の軽自動車税に限り、第四百四十四条第二項中「前項」とあるのは「前項各号の税率又は同項第一項の税率」と、同条第三項中「前項又は附則第三十条の二第一項」と、「同項各号の税率」とあるのは「前項各号の税率又は同項第一項」とあるのは「前二項及び附則第三十条の二第一項」とする。

附則第三十一条の二を次のように改める。

(住宅用地以外の宅地等に対する課税の対象とし、昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の特別土地保有税の課税の特例)

第三十二条の二 附則第十八条第一項の規定

の適用がある宅地等(附則第十七条第二号に規定する宅地等をいうものとし、第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地を除く)に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条第一項に規定する課税標準となるべき額」とする。

附則第三十二条第二項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「自動車のうち」を「自動車で」に改め、同項第二号中「適用期間満了日」の下に「(電気自動車にあつては、昭和五十二年三月三十日)」を加え、同条第六項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十三年三月三十日」に改める。

附則中第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

(軽油引取税の税率の特例)

第三十二条の二 昭和五十一年四月一日から

昭和五十三年三月三十日までの間に第七

百条の三第一項の軽油の引取り、同条第二

項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油

の消費若しくは第七百条の四第一項各号の

軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又

は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者

が第七百条の三第四項の規定に該当するに

至った場合における軽油引取税の税率は、

第七百条の七の規定にかかわらず、「一キロ

リットルにつき、一万九千五百円とする。

附則第三十四条の二第一項中「百分の一・

六の税率」の下に「(とし、当該譲渡所得に係

る昭和五十二年度から昭和五十四年度までの各年度分の個人の道府県民税については、同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」と、同項第二号イ中「四十万円」と

あるのは「三十二万円」と、同号ロ中「課税

長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用が

なく、かつ、第三十二条第二項の規定によつ

て所得税法第二十二条第二項第二号中「二分の二」とあるのを「四分の三」と読み替えて

同項の総所得金額の計算の例により第三十二

条第一項に規定する総所得金額を算定した場

合に算出される道府県民税の所得割の額のう

ち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万

円を超える部分に係る道府県民税の所得割の

額として政令で定めるところにより計算し

た」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から

二千万円を控除した金額の百分の二に相当す

る」を加え、同条第三項中「百分の三・四」

と「四十万円」とあるのは「八十

万円」と「三十二万円」とあるのは「六十八

万円」と「第三十二条第二項」とあるのは「第三百

三十条第一項に規定する総所得金額」とを

加える。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第二条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第

百三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「道路法(昭和二十七年法律第百

八〇号)第七条第三項に規定する指定市(以

下「指定市」という。)」を「市町村(特別区

を含む。以下同じ。」に改める。

第三条の二中「指定市」を「市町村」に、

「前二条」を「前三条」に改める。

第四条中「指定市」を「市町村」に改め、

同条の次に次の二条を加える。

(譲与額の算定及び譲与に関する都道府県

知事の義務)

第四条の二 都道府県知事は、政令で定める

ところにより、第二条の二第一項の規定に

よつて当該都道府県の区域内における市町

村に譲与すべき地方道路譲与税の額の算定

及び譲与に関する事務を取り扱わなければ

ならない。

第五条及び第六条中「指定市」を「市町村」

に改める。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に

関する法律の一部改正)

第三条 国有資産等所在市町村交付金及び納付

金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二

号)の一部を次のように改正する。

附則第十九項中「類するもの並びに同項第

六号の二及び第六号の四に掲げるもので、」を

「類する固定資産で」に改める。

附則第十五項に見出しとして「(昭和四十二

年)」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から

二年半を控除した金額のうち二千万

円を超える部分に係る道府県民税の所得割の

額として政令で定めるところにより計算し

た」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から

二年半を控除した金額のうち二千万

円を超える部分に係る道府県民税の所得割の

額として政令で定めるところにより計算し





の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等を」とあるのは「同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項(第四百十九条第三項の場合を含む)」の総覽期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第四百十七条第一項」とする。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第九条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気税に関する規定の適用)

第十条 新法第四百八十九条の規定は、昭和五十一年度以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)

第十一條 新法第四百九十条第二項の規定は、昭和五十二年一月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する規定の適用)

第十二条 新法第五百八十六条第二項第二十一号

の二及び第六百五条の二(土地に対して課する特別土地保有税に關する部分に限る)並びに新法附則第三十一条の二の規定は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお

従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第六百五条の二(土地の取得に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る)の規定

は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(税率の引上げに伴う軽油引取税の徵收)

第十三条 新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に對し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りを行うと、当該各号に掲げる者を同項の引取りを行ふ者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量

(第三号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載され

た軽油の数量とする)を課税標準として、当該

四 施行日前において免税軽油の使用者から免

税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小

売業者が、施行日に当該免税証を所持してい

る場合における当該所持 当該小売業者

前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売

業者について、同項第三号の所有又は保管に係

る軽油の数量が同項第四号の免税証に記載された軽油の数量と合わせて同一道府県内において

する事務所又は事業所(事務所又は事業所がない者においては、住所)。第四項において同じ。)

所在の道府県において、当該各号に掲げる者に

軽油引取税を課する。この場合における軽油引

取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三

十二条の二の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、四千五百円とする。

一 施行日前において特約業者若しくは元売業

者以外の者(以下この項において「販売業者等」という)が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行い、施行日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場等」とい

て一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額

う)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等又は特約業者

二 施行日前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、施行日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合(前号に規定する場合を除く)。

二 施行日前において特約業者又は元売業者が

旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、施行日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合(前号に規定する場合を除く)。

三 この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下この項において「小売業者」という)が、販売業者等の管理する貯

藏場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該小売業者

その他の当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該各号の譲渡等に直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

5 道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徵收の猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徵することができる。

6 新法第十五条规定第四項、第十五条の二第一項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徵收の猶予について、新法第十一條、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保について準用する。

7 道府県知事は、第五項の規定によつて徵收の猶予をした場合には、その徵收の猶予をした税額に係る延滞金額のうち當該徵收の猶予をした期間に對応する部分の金額を免除するものとする。

8 第十四条 新法第七百一条の三十四(第三項第二十一条を除く。次項において同じ。)及び第七百一条の四十一(新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定は、昭和五十一年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。

9 第十五条 新法第七百一条の三十四及び第七百一条の四十一(新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税に関する部分に限る。)並びに新法第七百一条の五十の規定は、昭和五十一年十月一日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋

の新築又は増築について適用する。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十五条 次項から第四項までに定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十一年度分の都市計画税から適用し、昭和五十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附則第七条第九項の規定の適用を受ける家屋

に対して課する昭和五十一年度以降の各年度分の都市計画税については、新法第七百二十二条第二項中「第三百四十九条の三第一項、第十一項から第十三項まで、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定の適用を受ける土地又は房屋」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年度法律第二百四十九号)」附則第七条第九項の規定によりなおその効力を有するときは、この附則の規定によりなおその効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係ることとされる改正前の地方税法第三百四十九条の三第十項又は第十二項の規定の適用を受ける家屋」とする。

新法附則第十一条第十項の規定は、昭和五十年一月二日以後において取得された同項に規定する家屋について、昭和五十一年度分の都市計画税から適用する。

旧法附則第十五条第十一項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得された同項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十六条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する規定の適用)

第十七条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又

は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(罰則に関する規定の適用)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係ることとされる改正前の地方税については、な

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地以外の農地に対して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税については、今後における農地の価格の状況、農業經營との関連等を考慮して更に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

(地方道路譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 第二条の規定による改正後の地方道

路譲与税法(以下この条において「新譲与税法」という。)の規定は、昭和五十一年度分の地方道路譲与税から適用し、昭和五十年度分までの

年一月二日以後において取得された同項に規定する家屋について、昭和五十一年度分の都市計

計画税に係る地方税の施行後にした行為に対する適用を受ける家屋」とする。

新法附則第十一条第十項の規定は、昭和五十年一月二日以後において取得された同項に規定する家屋について、昭和五十一年度分の都市計

計画税に係る地方税の施行後にした行為に対する適用を受ける家屋」とする。

旧法附則第十五条第十一項の規定は、昭和五十年一月一日までの間において取得された同項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

(新譲与税法に関する規定の適用)

第十三条 第二項中「地方道路譲与税に限り、

新譲与税法第二条第一項中「地方道路譲与税の五分の四に相当する額」とあるのは、地方道路譲与税の五分の四に相当する額(昭和五十年八月において譲与すべき地方道路譲与税に相当する額)とあるのは、譲与され

た地方道路譲与税の五分の四に相当する額」とあるのは、「譲与され

四月)の一部を次のように改正する。

第一条中「道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条第三項に規定する指定市」を「市町村(特別区を含む。)」に改める。

第二十五条 産炭地域振興臨時措置法(昭和三十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「及び航空機燃料譲与税」を「、航空機燃料譲与税及び地方道路譲与税」に改める。

第二十六条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)の一部を次に改正する。

第二十七条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国財政上の特別措置に関する法律(一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十三号)の一部を次のように改める。

第二十九条 自治省設置法(昭和二十七年法律第百四十九条)の一部を次のように改める。

第三十条 地方税法の一部を改正する法律(昭和四九年度分)に改める。

二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十三号の三及び第十七条第四号の二中「石油ガス譲与税の下に」、指定市以外の市及び町村に譲与すべき地方道路譲与税」を加える。

第三号中正誤

五 ハ 四 三 三 段 行 誤  
四 一〇 三 二 二 八 支 払 こえて  
一 七 三 からわり 受入れ 超えて 正  
四 九 一〇 爆破発物 支払い 受け入れ  
爆発物は



昭和五十一年四月十日印刷

昭和五十一年四月十二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D